

令和6年度4月入園のてびき

新潟市認可保育施設(2号・3号認定用)



申請をご希望の方は、てびき記載事項をよくご確認ください!

申請受付期間	
1次募集	令和5年11月1日(水)～令和5年11月17日(金)
2次募集	令和6年1月29日(月)～令和6年2月8日(木)
申請対象者	
次の要件を全て満たす児童	
① 令和6年4月1日時点で新潟市に居住(住民登録)していること	
② 令和6年4月より父母のいずれもが保育必要事由(てびき7ページ)に該当すること	
③ 次のいずれかに該当すること	
申請対象者A: 令和6年4月1日付で新規入園を希望する児童	
申請対象者B: 保育施設に在籍している児童で、令和6年4月1日付で転園を希望する児童	
申請対象者C: 認定こども園に在籍している児童で、令和6年4月1日付で現在在籍している認定こども園内において1号認定から2号認定に変更を希望する児童	
申請に必要な書類 (→ てびき6ページへ)	
申請対象者A	申請対象者B・C
① 入園申請確認票	① 入園申請確認票
② 入園申請書	② 入園申請書
③ 父母の保育必要事由確認書類	③ 父母の保育必要事由確認書類
④ マイナンバー記載用紙	④ 転園届(認定区分変更の場合: 認定区分変更届)
⑤ 世帯状況に応じて提出する書類	⑤ 世帯状況に応じて提出する書類
申請書類提出先 (→ てびき6ページへ)	
1次募集	申請対象者A(認可保育施設に在籍していない児童): 第1希望の保育施設 申請対象者B・C(認可保育施設に在籍している児童): 申請時点で在籍する保育施設
2次募集	全ての方: 第1希望施設が所在する区の区役所健康福祉課
利用調整(選考)結果通知時期	
※事務作業の進捗状況により、変更となる場合があります。 その場合は、ホームページ等でお知らせします。	
1次募集	令和6年1月25日(木) 発送予定
2次募集	令和6年2月29日(木) 発送予定
結果は通知作成時点の住民票の住所へ郵送します。(通知作成時点で新潟市外に居住している方へは、申請時点の住所へ郵送します。) 結果通知時期に住所の異動を予定されている方は、郵便局へ転送届の申請をさせていただくなど、ご対応をお願いいたします。	

申請書類提出先へ直接持参できない場合は・・・

やむを得ない事情により提出先への申請が難しい場合に限り、郵送での受付も行います。

◆郵送における注意事項◆

- ① 申請受付最終日必着（申請受付最終日の消印有効ではありません。）
- ② 必ず簡易書留や特定記録郵便等の追跡可能な郵便をご利用ください。
（普通郵便での申請は原則受付できません。）
- ③ 郵便事故等の責任は本市で一切負いません。
- ④ 申請書類を受付した旨の通知や書類返却は行いません。また、郵送による申請書類の受付有無の問い合わせについても原則回答いたしません。
- ⑤ 申請書類に不足がある場合は、原則受付を行いません。
- ⑥ 申請書類に不備がある場合、利用調整の基準指数や調整指数において不利となる場合があります。
申請書類の記入内容に漏れがないことや必要書類が添付されていることを確認した上で郵送してください。

郵 送 先：第1希望施設が所在する区の区役所健康福祉課
（住所等詳細はてびき裏面に記載）

保育施設での受付における注意事項

- ① 訪問前には、検温を行い、発熱などの症状がある場合は、訪問を控えてください。
 - ② 多くの方が同時に集まることを避けるため、在園児の送迎時間帯を避けた訪問を推奨します。
（推奨する訪問時間帯：午前9時30分から午前11時30分、午後1時から午後3時）
 - ③ 施設見学は、各施設に直接お問い合わせください。
- ※ 申請者が新型コロナウイルス等に感染した場合は、保育施設等への訪問をしないでください。
同理由により申請書類の提出が申請受付期間内に間に合わない場合、その旨を申請受付期間内に第1希望施設が所在する区の区役所健康福祉課へご連絡ください。
- ※ 書類を受け取った施設と提出する施設が異なっても構いません。
- ※ 申請書類の様式等は、新潟市ホームページからの印刷も可能です。
新潟市ホームページで「令和6年4月入園」と検索してください。

Memo

目 次

(1) 令和6年度4月入園の概要	表紙～表紙(裏)
(2) 申請時の注意事項	2～3
(3) 入園手続きの前に	4
◇教育・保育給付認定について	
◇新潟市内の認可教育・保育施設の種類	
(4) 入園手続きの流れ	5
(5) 提出書類・提出先	6
(6) 保育必要事由一覧表	7
(7) 保育必要事由確認書類	8～9
(8) 入園申請書等記入例	10～12
(9) 入園児童の選考方法	14～17
◇利用調整の手順	
◇きょうだい同時申込(申請の状況)について	
(10) 利用調整指数表	18～21
(11) 保育料など	22～23
(12) よくあるご質問	24～25
(13) 市立保育園の配置計画	26
(14) 令和6年度 新潟市認可保育施設一覧	27～36

令和6年度4月入園 年齢早見表

クラス 年齢	生年月日
0歳児	令和5年(2023年)4月2日～
1歳児	令和4年(2022年)4月2日～令和5年(2023年)4月1日
2歳児	令和3年(2021年)4月2日～令和4年(2022年)4月1日
3歳児	令和2年(2020年)4月2日～令和3年(2021年)4月1日
4歳児	平成31年(2019年)4月2日～令和2年(2020年)4月1日
5歳児	平成30年(2018年)4月2日～平成31年(2019年)4月1日

申請時の注意事項

※ 必ずご確認ください

<申請全般について>

- ◆ 申請書類は、受付期間最終日までに必ず提出してください。

受付期間後は、特別な事情がある場合を除き、新規及び内容変更の受付はいたしません。

※ 1次募集に限り、入園申請書以外の不足書類については、令和5年11月30日（木）まで追加提出を受け付けます。

提出先：第1希望施設が所在する区の区役所健康福祉課児童福祉係・担当

- ◆ 保育必要事由は、令和6年4月時点の内容で申請してください。

【注意】利用調整（選考）は、受付期間最終日までに提出された書類（1次募集の追加提出書類含む）の内容で行います。申請書類に不備・不足があった場合、利用調整の基準指数や調整指数において不利となる場合があります。また、利用調整（選考）の過程で申請書類の不足が判明した場合でも、ご連絡はいたしませんので、記入内容に漏れがないことや必要書類が添付されていることを必ず確認してください。就労証明書、医療機関診断書、育児休業（雇用）証明書については、提出日前3か月以内に記載されているものをご準備ください。

【注意】申請内容に虚偽があるまたは申請時の内容と入園後の実態（令和6年4月）に相違がある場合、入園（内定）の取り消しまたは令和6年4月末日で退園となる場合があります。

- ◆ 転園を希望する場合、原則として、受付後の申請の取り下げはできません。

特別な事情により受付後に取り下げが必要な場合は、速やかに第1希望施設が所在する区の区役所健康福祉課児童福祉係・担当へご相談ください。

- ◆ 希望施設に記載されていても、受入月齢等の要件を満たさない場合は、利用調整（入園選考）の対象外となります。

・各施設受入月齢：てびき28ページ以降 ・閉園等が予定されている施設：てびき27ページ

- ◆ 申請書類等は、必ず油性ボールペンで記入してください。（修正液や消えるボールペンは不可。）訂正の際は、二重線を引き、その余白に正しい内容を記入してください。

- ◆ 提出された書類の返却は行いません。入園申請書等の写しが必要な場合は、事前に必ずご自身でコピーしてください。

※ 令和6年1月から令和6年3月の間で年度途中入園・転園が決まった場合、保育必要事由確認書類の提出が必要となりますが、状況・証明内容に変更がない場合に限り令和6年度4月入園申請（本申請）時に提出した書類のコピーでも可とします。

<配慮が必要となる児童について>

- ◆ 障がい児保育の希望や心身の発達等に心配がある場合または医療的配慮が必要となる児童の利用に関しては、申請前に各区役所健康福祉課児童福祉係・担当にご相談ください。

<申請(入園)要件等について>

◆ 保護者が育児休業からの職場復帰や就労開始等で申請する場合

令和6年4月中に勤務を開始することが要件となります。また、就労証明書に記載の就労条件でひと月勤務した場合に月64時間以上の就労になること（てびき7ページの「就労」事由に該当すること）も要件となります。

○ 入園決定（内定）後、令和6年4月15日（月）までに就労証明書を改めて提出していただきます。（職場復帰日・就労開始日について、就労先に電話確認を行う場合があります。）期日までに就労証明書の提出がない場合や、申請時の内容と入園後の実態が異なる（職場復帰していない等）ことが判明した場合は、入園（内定）の取り消しまたは令和6年4月末日で退園となる場合があります。

○ 父母のいずれもが育児休業を取得している場合、二人とも上記の入園要件を満たす必要があります。なお、入園後に、認可保育施設を利用している児童に対する育児休業を取得する場合、原則、施設の利用を継続することはできません。

◆ 保育必要事由「育児休業」での申請は、以下の場合に限り可能です。

① 令和6年1月から令和6年3月までの年度途中入園（転園）を、「育児休業」以外の事由で申請する場合（入園（転園）が決定することが、令和6年4月入園（転園）の条件となります。）

② 育児休業を理由として認可保育施設に在籍する児童が、区外転居や保護者の区外への勤務地変更、閉園等が予定されている施設に在籍中などのやむを得ない事情により転園を必要とする場合（転居・勤務地変更については、原則、令和5年度中の異動に限りです。なお、令和6年4月1日時点で転居・勤務地変更していない場合は入園（内定）の取り消しとなります。）

③ 乳児園の卒園児童や地域型保育事業の卒園児童が入園申請をする場合

※ いずれの場合も、令和6年3月31日時点で申請児童が認可保育施設に在籍しており、引き続き保育が必要と認められることが令和6年4月入園（転園）の条件となります。

※ 新潟市外からの転入予定者については、令和6年3月時点で居住している市区町村から保育認定（2・3号認定）を受け、認可保育施設を利用していることが条件となります。

◆ 育児時間・育児短時間勤務制度を取得予定（検討中）の場合

○ 利用調整は、令和6年4月（予定）の雇用契約上の就労時間等で指数付けを行います。

○ 保育必要量（標準時間・短時間）は、同制度を取得後の縮小された就労時間等で認定を行います。

○ 同制度を取得後の縮小された就労時間等が月64時間に満たない場合、「就労」事由に該当しないため、原則、入園（内定）の取り消しまたは令和6年4月末日で退園となります。

◆ 令和5年12月～令和6年3月に入園・転園を申請する場合

・ 令和5年12月1日時点で認可保育施設へ在籍している場合、在籍施設で令和6年4月からの籍が確保されます。令和5年12月の年度途中の入園・転園を希望する場合、利用調整の結果によっては希望施設へ入園・転園ができない可能性もあるため、令和6年4月入園の申請（本申請）も同時に行うことをご検討ください。

・ 令和6年1月から令和6年3月の間で年度途中の入園・転園が決定した場合、入園・転園した保育施設の令和6年4月以降の籍はありません。令和6年4月以降も保育施設の利用を希望するときは、年度途中の入園・転園の申請とは別に、令和6年4月入園の申請（本申請）を必ず行ってください。

(3) 入園手続きの前に

認可保育施設などの入園手続きは、平成27年4月から開始された子ども・子育て支援新制度に基づいて実施しています。

子ども・子育て支援新制度では、認可保育施設などの利用者に対して、利用のための認定「教育・保育給付認定」を行います。

児童の年齢と、保護者の保育の必要性の有無により、

1号認定 / 2号認定 / 3号認定 の3通りの認定区分があります。

<それぞれの認定区分により、利用可能な施設の種類が異なります。>

このてびきでは、2号認定と3号認定に該当する方の申請手続きをご案内します。

保育の必要性の有無	児童の年齢 (R6.3.31 現在)	
	満3歳以上	満3歳未満
【保育の必要性なし】 父母のどちらかが 保育必要事由にあてはまらない場合 または 幼稚園などの利用を希望する場合	1号認定 (教育標準時間認定) 幼稚園 認定こども園	認定対象外 認可教育・保育施設は 利用できません。
【保育の必要性あり】 父母のいずれもが 保育必要事由に当てはまる場合	2号認定 保育園 認定こども園	3号認定 保育園 認定こども園 地域型保育

2号認定と3号認定は、父母の保育必要事由により、認定期間が異なるほか、保育必要事由の内容に応じて、保育必要量の認定が異なります。

保育必要量の認定は、「保育標準時間」と「保育短時間」の2通りの区分があり、区分により保育施設を利用できる時間が異なります。

区分	利用できる時間
保育標準時間認定	保育施設ごとに設定する開園時刻から11時間の時間帯
保育短時間認定	保育施設ごとに設定する8時間の時間帯

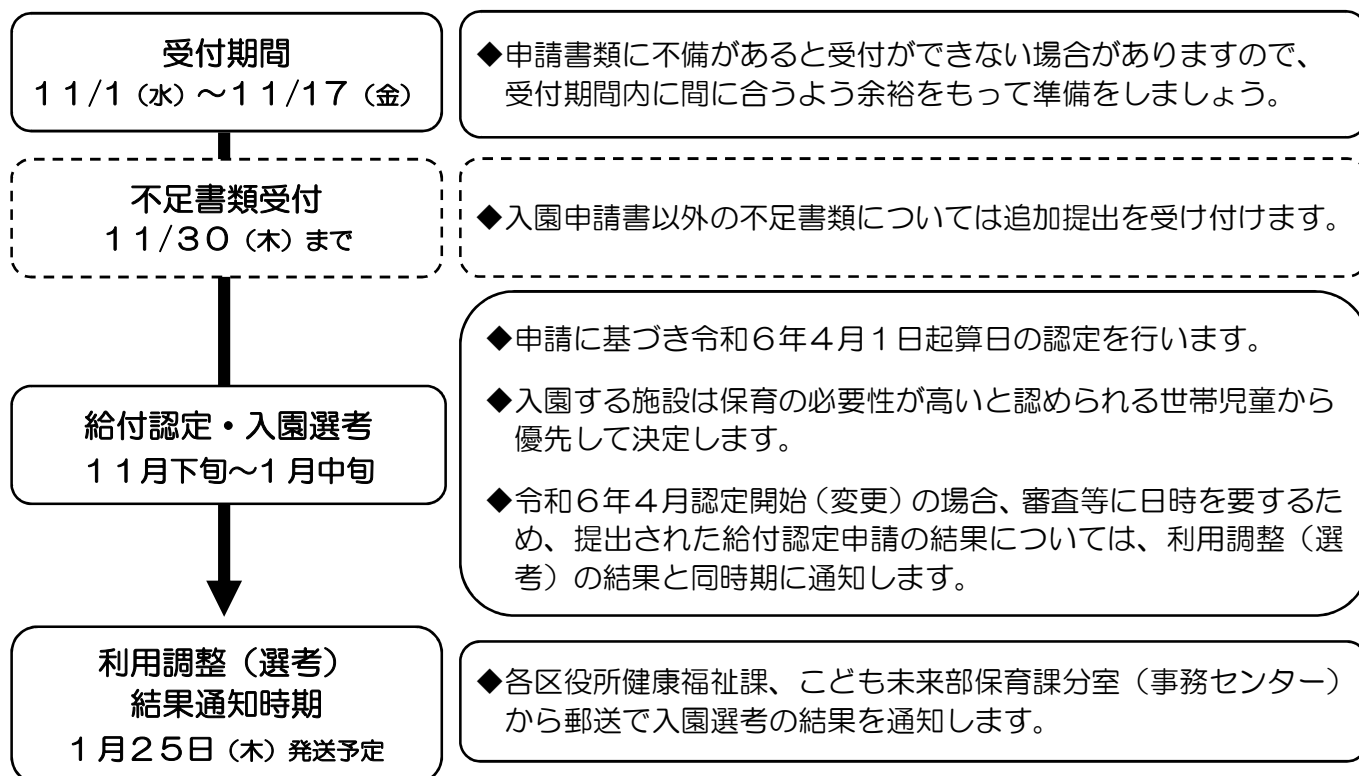
※各区分の利用できる時間を超える利用は延長保育料が発生します。(詳細はてびき23ページ)

<新潟市内の認可教育・保育施設の種類>

幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校
保育園	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設
認定こども園	幼稚園と保育園の機能や特徴をあわせ持ち地域の子育て支援も行う施設
地域型保育	保育園より少人数の単位で、0～2歳の子どもを保育する事業 【小規模保育】 少人数(定員6～19人)を対象に、家庭的な雰囲気に近い環境のもときめ細かな保育を行います 【事業所内保育】 会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します

(4) 入園手続きの流れ

1次募集について



1次募集終了後の予定は次のとおりです

2次募集 1月29日(月) ～2月8日(木)	2次募集受付開始時点で空きのある施設を対象に募集を行います。 提出書類 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 未申請児童 … 入園申請に必要な書類一式 ◆ 未決定児童 … 未決定通知に同封する利用意向確認書 提出先 第1希望施設が所在する区の区役所健康福祉課
2次募集 未決定者調整 3月上旬実施予定	2次募集で未決定となった児童を対象に、2次募集入園選考の結果空きのある施設で調整を行います。 ★2次募集未決定児童へ、申請方法等の連絡をします。



1次募集で入園が決定した児童も2次募集へ申請することが可能ですが、申請を行った時点で1次募集の入園決定は取り消しとなります。

1次募集で転園が決定している児童も2次募集へ申請することが可能ですが、4月以降の在籍は確保されません。

2次募集後の入園の案内について

令和6年4月より保育を必要とする児童に対し、可能な限り保育サービスを提供するため、2次募集の調整終了後においては、入園が決定していない児童や新潟市への転勤など、急な保育ニーズが発生した世帯の児童などへ、個別に入園可能な保育施設を案内する場合があります。何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

※ 令和6年5月入園は、令和6年3月下旬に募集開始予定です。

(5) 提出書類・提出先

申請の準備を行いましょ

申請児童の在籍状況により、提出先や提出書類が異なります！

- 申請時点で… A 認可保育施設に在籍していない児童 ⇒ **【新規申請】** をご覧ください
 (注) B・C 認可保育施設に在籍している児童 ⇒ **【転園申請(認定区分変更)】** をご覧ください

(注) 2次募集の申請は、令和5年12月1日時点での在籍状況により確認してください。

《注意事項》

- ◆ 令和5年12月1日時点で認可保育施設へ在籍している場合、在籍施設で令和6年4月からの籍が確保されます。令和5年12月の年度途中の入園・転園を希望する場合、利用調整の結果によっては希望施設へ入園・転園ができない可能性もあるため、令和6年4月入園の申請（本申請）も同時に行うことをご検討ください。
- ◆ 令和6年1月から令和6年3月の間で年度途中の入園・転園が決定した場合、入園・転園した保育施設の令和6年4月以降の籍はありません。令和6年4月以降も保育施設の利用を希望するときは、年度途中の入園・転園の申請とは別に、令和6年4月入園の申請（本申請）を必ず行ってください。

【新規申請】

- ◆ 希望する保育施設名は、通園可能な範囲で、可能な限り多く記載してください。
- ◆ 希望数が少ないときは、入園を決定できない可能性が大きくなります。

提出書類	① 入園申請確認票 ② 入園申請書 ③ 父母の保育必要事由確認書類 ④ マイナンバー記載用紙 ⑤ 世帯状況に応じて提出する書類	
提出先	1次募集：第1希望の保育施設 2次募集：第1希望施設が所在する区の区役所健康福祉課	

※「マイナンバー記載用紙」は、必ず専用の提出用封筒に封入のうえ提出してください。

【転園申請（認定区分変更）】

- ◆ 転園希望先へ転園が決定しないときは、令和5年12月1日時点で在籍する保育施設へ戻るように対応します。
 ※同一認定こども園内での認定区分変更を希望し、2号認定（保育認定）に変更できなかったときは、1号認定（教育認定）のまま現在在籍する認定こども園の利用を継続できます。
- ◆ 転園希望先へ転園が決定した場合は、戻ることができません。
- ◆ 令和5年12月1日時点で在籍している保育施設を年度途中で退園または転園した場合も、戻ることができません。

提出書類	① 入園申請確認票 ② 入園申請書 ③ 父母の保育必要事由確認書類 ④ 転園届（認定区分変更の場合：認定区分変更届） ⑤ 世帯状況に応じて提出する書類	
提出先	1次募集：申請時点で在籍する保育施設 2次募集：第1希望施設が所在する区の区役所健康福祉課	

※ 令和6年1月～令和6年3月の間に年度途中の転園をした後で申請する場合は、新規申請の取扱いとなります。（「転園届」の提出は不要です。）

(6) 保育必要事由一覧表 父母の保育必要事由の該当有無を確認してください!

保育必要事由や保育必要量は、月単位で認定します。

事由	内容	認定期間	保育必要量の認定
就労	月64時間以上の就労をしている ※無収入の活動は就労の対象となりません	勤務が継続する期間	1か月あたりの保育必要事由発生時間に応じて認定(注) 保育標準時間認定 ⇒月120時間以上 保育短時間認定 ⇒月120時間未満
就学	学校教育法に基づく学校や職業訓練校等に在籍をしている (月64時間以上)	就学先の卒業または修了の日が属する月の末日まで	
介護 看護	長期にわたる病気や心身に障がい を有する親族(原則、同居親族) の介護・看護をしている (月64時間以上)	介護・看護を必要とする期間	
出産	妊娠中 または 出産後間もない	(産前) 出産予定日の8週間前(多胎妊娠は14週間前)の日の属する月の初日から (産後) 出産日の8週間後の日の属する月の末日まで	保護者の希望に応じて いずれかを認定
疾病 負傷	疾病を患っている または 負傷中	医師が必要と診断した期間	
障がい	身体や精神に障がいを有している	心身に障がいを有する期間	
災害	震災 / 風水害 / 火災 その他の災害の復旧にあたっている	市長の認める期間	
求職活動	継続的に求職活動をしている	3か月	保育短時間認定
育児休業	育児休業を取得している ※ 令和6年3月31日時点(新潟市外からの転入予定者については令和6年3月時点)で申請児童が認可保育施設に在籍している場合のみ	育児休業を取得する期間	
その他	上記のほか、類するものとして明らかに家庭で保育が困難であると認められる場合 月64時間未満の就労中で、児童が下記の①から④のすべてに該当する場合 ①集団生活が可能である ②年度初日の前日に3歳に達している ③・特別児童扶養手当支給対象児童 ・障がい者手帳の交付児童 ・療育手帳の交付児童 のいずれかに該当する ④幼稚園の入園が難しい	市長の認める期間	状況に応じていずれかを認定

※虐待やDVの恐れがあるときも、保育必要事由に該当します。

(注) 通勤などの移動時間や保育必要事由発生時間帯により、保育短時間認定の利用できる時間を超過して保育施設を利用せざるを得ないと確認できる場合は、保育必要事由発生時間が月120時間未満でも保育標準時間と認定することがあります。

(7) 保育必要事由確認書類

父母の保育必要事由確認書類は、事由に応じ該当の書類をご準備ください。下記表中、

- ★印の書類の提出がない場合は、「求職活動」事由として給付認定・利用調整（選考）を行います。
- 印の提出がない場合は、利用調整（選考）における基準指数を「求職活動」事由として指数付けします。

※ 利用調整指数については、てびき18ページから21ページを参照。

保育必要事由	確認書類						
就労	<ul style="list-style-type: none"> ★ 就労証明書（提出日前3か月以内に記載されたもの） <ul style="list-style-type: none"> ※ <u>市様式（A4横）から国標準様式（新潟市版・A4縦）に変更となりました</u> <u>令和6年度4月入園申請においては、新様式を使用してください</u> ※ 申請時点で内定中の場合や令和6年4月に育児休業から復帰する予定の場合も使用してください ● 自営業・農業（専従者・補助者含む）の場合は、事業の実態や収入が確認できる書類を添付（てびき9ページ参照） 						
就学	<ul style="list-style-type: none"> ★ 在学証明書（原本） <ul style="list-style-type: none"> ※ 就学予定の場合は、合格通知（写）等、就学先が発行した状況が確認できる書類 ● 授業時間割など拘束性が確認できるもの（就学先が発行または証明している書類） 						
介護・看護	<ul style="list-style-type: none"> ★ 介護・看護状況申告書《市様式》 ● 加えて被介護・看護者に応じて下記書類を添付 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">介護保険被保険者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険被保険者証(要介護認定有)（写） ・ケアプランの週間サービス計画表（写）等 </td> </tr> <tr> <td>傷病者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・医師の診断書（原本） </td> </tr> <tr> <td>障がい者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者手帳等（写） ・障がい福祉サービス利用計画の週間計画表（写）等 </td> </tr> </table> 	介護保険被保険者	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険被保険者証(要介護認定有)（写） ・ケアプランの週間サービス計画表（写）等 	傷病者	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の診断書（原本） 	障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者手帳等（写） ・障がい福祉サービス利用計画の週間計画表（写）等
介護保険被保険者	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険被保険者証(要介護認定有)（写） ・ケアプランの週間サービス計画表（写）等 						
傷病者	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の診断書（原本） 						
障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者手帳等（写） ・障がい福祉サービス利用計画の週間計画表（写）等 						
出産	<p>次のいずれか（いずれも保護者名、出産予定日（出生日）を確認できるもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ 母子健康手帳（写） ※ 表紙 & 出産予定日（出生日）が確認できる箇所 ★ 妊娠届出書（写） ★ 母性健康管理指導事項連絡カード（写） ★ 医師の診断書（原本） 						
疾病・負傷	<p>次のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ 医療機関診断書（保育認定用）《市様式》（提出日前3か月以内に記載されたもの） <ul style="list-style-type: none"> ※ 医療機関指定の診断書の場合は、医療機関診断書（保育認定用）の項目が全て記載されているもの ★ 医師の診断書等（写）及び就労先等からの証明（療養期間が確認できるもの） 						
障がい	<ul style="list-style-type: none"> ★ 障がい者手帳等（写） <ul style="list-style-type: none"> ※ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれか 						
災害	<ul style="list-style-type: none"> ★ り災証明書（写） 						
求職活動	<ul style="list-style-type: none"> ★ 誓約書《市様式》 						
育児休業	<ul style="list-style-type: none"> ★ 育児休業（雇用）証明書《市様式》（提出日前3か月以内に記載されたもの） <ul style="list-style-type: none"> ※ 保育認定のために新潟市へ就労証明書を提出したことがない場合は、就労証明書の提出も必要（令和6年1月から3月入園希望者を除く） 						
その他	<ul style="list-style-type: none"> ★ 家庭で保育が困難であると認められるもの 						

※ 必要に応じ上記の確認書類以外をご準備いただく場合があります。

※ 各証明事項について、後日担当職員から確認をさせていただく場合があります。

<未出生児童の入園申請を行う方へ>

母子健康手帳の表紙と出産予定日が確認できる部分の写しも添付してください。
令和6年4月1日時点で受入月齢に達するか確認するために必要となります。

<自営業・農業（専従者・補助者含む）の添付書類>

自営業・農業（専従者・補助者を含む）で「就労」事由の認定を受けるためには、月64時間以上の事業収入を伴う活動（労働）が要件となります。事業の実態や収入確認のため、「就労証明書」に加え、下記の書類を提出してください。

※ 自営業・農業（専従者・補助者を含む）の場合、入園決定（内定）後に改めて事業の実態や収入が確認できる書類の提出が必要となります。事業の実態や収入が確認できない場合（必要書類が提出できない場合も含む）は、保育必要事由に該当しないため、入園（内定）の取り消しや退園、遡って保育認定が取り消しとなる場合があります。

就労形態	必要書類（いずれかの書類）
事業主	①前年から事業を行っている場合 ・直近の確定申告書 第一表と第二表（写） ・直近の市民税・県民税申告書 両面（写）
	②事業開始初年で確定申告を迎えていない場合 ・開業届、営業許可証、請負契約書、農業経営状況証明書等の事業実態が確認できる書類（写）
	③令和6年4月入園申請（本申請）以降に事業開始の場合 ・②の書類が提出できない場合のみ、店舗の図面や事業計画等の事業開始に向けた準備を行っていることが確認できる書類（写）
専従者	①前年から従事している場合 ・事業主の直近の確定申告書 第一表と第二表（写） ※ 第二表に専従者として氏名が記載されていること ・事業主の直近の市民税・県民税申告書 両面（写） ※ 表面に専従者として氏名が記載されていること ・源泉徴収票（写）
	②従事開始初年で事業主が確定申告を迎えていない場合 ・青色専従者給与に関する届出書（写） ・直近1か月分の給与明細等（写）
	③令和6年4月入園申請（本申請）以降に従事開始の場合 ・上記事業主の必要書類①～③のいずれか
補助者	①前年から従事している場合 ・直近の確定申告書 第一表と第二表（写） ・直近の市民税・県民税申告書 両面（写）
	②従事開始初年で確定申告を迎えていない場合 ・直近1か月分の給与明細等（写）
	③令和6年4月入園申請（本申請）以降に従事開始の場合 ・上記事業主の必要書類①～③のいずれか

(8) 入園申請書等記入例

【入園申請書 1P~2P】

令和6年度 教育・保育給付認定兼入園申請書（2号・3号認定児童用）

受付施設№

年齢は、令和6年4月1日時点の年齢です。0歳の場合は、月齢も記入してください。		申請時の住所を上段に記入し、令和6年4月1日時点での住所が現住所と異なる場合は下段も記入してください。		令和 年 月 日
ふりがな 申請児童名	新潟 柳都	〒951-8550	令和6年1月1日 時点の父母の住所	令和5年1月1日 時点の父母の住所
生年月日 (令和6年4月1日時点の年齢)	平成(令和)5年10月5日生(0歳)	新潟市中央区学校町通1番町 602番地1	父	母
代表保護者氏名	新潟 太郎	令和6年1月1日時点、令和5年1月1日時点の住所が新潟市外の場合は、その都道府県・市区町村名を記入してください。	父	母
兄弟姉妹が既に認可保育施設に在籍している場合、同一の代表保護者としてください。		入園後、利用を予定している申請時点での希望時間を記入してください。	市区町村名	

★入園希望の施設を希望順位と施設名称を記入してください。

希望順位	申請番号	施設名称
第1希望	901	こあら保育園
第2希望	812	ひよこ保育園
第3希望	542	はんだこども園
第4希望	322	なまめ保育園
第5希望	413	あしか保育園

希望する施設の申請番号と施設名称を記入してください。(てびき28ページ以降を参照)
※申請番号と施設名称が異なる場合、施設名称を優先します。

希望時間 午前 8 時 30 分から 午後 5 時 30 分まで

希望の認定時間 保育標準時間 保育短時間

申請児童の認可保育施設入園経験 入園中 入園予定 入園経験なし

★申請の状況 該当がある場合は内容を記入またはチェックしてください。(兄弟姉妹が複数の場合は併記してください。)

申請時点で市内の認可保育施設に在籍している兄弟姉妹がいる ※令和6年3月で卒園する兄弟姉妹を除く

申請時点で既に市内の認可保育施設に1号認定で内定している兄弟姉妹がいる

同時に2・3号認定申請する兄弟姉妹がいる

兄弟姉妹を同時申請する場合は、必ず①~⑧のいずれかにチェックしてください。(詳細は入園のてびき15~17ページを参照)

★申請児童と同居の世帯員

申請児童との続柄	氏名	生年月日	職業
父	にいがた 太郎	59年4月4日生 39歳	保育工務店(自営)
母	にいがた はなこ	59年6月6日生 39歳	無職
兄	にいがた なつき	21年7月7日生 14歳	みなとまち中学校
姉	にいがた あきな	1年8月8日生 4歳	こあら保育園(第1希望)

★申請児童の祖父母

申請児童との続柄	氏名	生年月日	職業
祖父	死別		
祖母	にいがた ふゆみ	37年6月9日生 61歳	無職
祖父	ふるまち たもつ	34年5月8日生 64歳	不動産賃貸業(自営)
祖母	ふるまち いく	34年6月7日生 64歳	無職

★申請児童の祖父母について記入してください。

申請児童の祖父母について記入してください。

同時申請の兄弟姉妹は第1希望施設を記入してください。申請児童以外の未就学の子どもを幼稚園・認可保育施設・認可外保育施設に預けていない場合、「教育・保育施設に預けていない」と記入してください。

★世帯の状況 該当の状況にチェックしてください。

令和6年4月1日時点で6歳未満の子どもの世帯員である(ひとり親世帯等を除く)

ひとり親世帯である(ひとり親世帯とは異なる)

離婚を前段とした別居をしており、裁判所へ離婚に向けた夫婦関係調整を申し立てしている

障害がある者手帳(身体・精神・療育)または特別児童扶養手当受給者証等の交付を受けている同居親族がいる

申請児童との続柄: 叔父

★申請時の児童の保育状況・健康状態 該当の状況にチェック・内容を記入してください。

認可保育施設に在籍中 認可外保育施設に在籍中 一時預かりを利用中

保育施設以外で保育をしている → 保育者・保育場所を記入

保育者: 父 母 父方祖父母 母方祖父母 その他(続柄:)

保育場所: 自宅 勤務先 その他(場所:)

障がい児保育の希望・心身の発達等の心配・医療的配慮の必要性がある なし あり

障がい・病気・事故の後遺症等 なし あり(内容:)

療育教室等の利用 なし あり(内容:)

アレルギーの有無 なし あり(内容:)

その他、施設側へ知っておきたいこと:

申請時の児童の状況を記入してください。

【入園申請書 3P～4P】

令和6年4月1日時点の保育必要事由 / 添付書類		父親の保育必要事由について 該当する事由について内容をチェック・記入してください。		母親の保育必要事由について 該当する事由について内容をチェック・記入してください。	
就労 (申請時点 内定中・ 育休復帰 予定)	◆就労証明書 ●自営業・農業 の場合は、事業 できる書類を添付 (てびき9ページ参照) ※無収入の活動は就労の対象とはなりません	<input type="checkbox"/> 一般企業等に勤務 (内定中・役員を含む) <input type="checkbox"/> 産休/育休復帰後初めて認可保育施設へ入園 (2・3号認定) する		<input checked="" type="checkbox"/> 一般企業等に勤務 (内定中・役員を含む) ・産休/育休復帰後初めて認可保育施設へ入園 (2・3号認定) する → <input checked="" type="checkbox"/> はい (復帰(予定)日: 令和 6 年 4 月 1 日) <input type="checkbox"/> いいえ ・単身赴任中 → <input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ ・新潟市内の認可保育施設、幼稚園及び(市から委託を受けた) 病児・病後児保育施設に有資格の保育士/保育教諭/幼稚園教諭/看護士/看護師/保健師/養護教諭として勤務している。 ※障がい児保育を担当する場合のみ、無資格(保育補助)の職員を含む → <input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 自営業・農業 (専従者・補助者を含む) ・事業主または専従者(補助者)であることが確認できる資料を提出できる → <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	★在学証明書 (原本) ※就学予定の場合は、合格通知(写)等、就学先が発行した状況が確認できる書類 ●授業時間割など拘束性が確認できるもの(就学先が発行または証明している書類)	学校名: 就学期間: 平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input checked="" type="checkbox"/> 自営業・農業 (専従者・補助者を含む) ・事業主または専従者(補助者)であることが確認できる資料を提出できる → <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 自営業・農業 (専従者・補助者を含む) ・事業主または専従者(補助者)であることが確認できる資料を提出できる → <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
就学	★在学証明書 (原本) ※就学予定の場合は、合格通知(写)等、就学先が発行した状況が確認できる書類 ●授業時間割など拘束性が確認できるもの(就学先が発行または証明している書類)	学校名: 就学期間: 平成・令和 年 月 日	父母それぞれの保育必要事由について、 該当する事由の欄へ状況等を記入してください。		令和 年 月 日
介護・看護	◆介護・看護状況申告書(市様式) ●介護・看護状況申告書に記載の被介護・看護者に応じた書類を添付	被介護・看護者氏名: 児童との続柄: 同居の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	保育必要事由ごとに定める 保育必要事由確認書類を添付してください。		日
出産	次のいずれか ◆母子健康手帳(写) ◆妊娠届出書(写) ◆母性健康管理指導事項連絡カード(写) ◆医師による診断書(原本) ※保護者名、出産予定日(出生日)を確認できるもの	傷病名: <input type="checkbox"/> 入院中 (平成・令和 年 月 日から) <input type="checkbox"/> 自宅療養・通院中 (週 日) 完治予定: 令和 年 月 日	傷病名: <input type="checkbox"/> 入院中 (平成・令和 年 月 日から) <input type="checkbox"/> 自宅療養・通院中 (週 日) 完治予定: 令和 年 月 日		日
疾病・負傷	次のいずれか ★医療機関診断書(保育認定用) (市様式) ※医療機関指定の診断書の場合は、医療機関診断書(保育認定用)の項目が全て記載されているもの ★医師の診断書等(写)及び就労先等からの証明(療養期間が確認できるもの)	障がい名: 手帳種類 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 手帳等級 <input type="checkbox"/> 1級 <input type="checkbox"/> 2級 <input type="checkbox"/> 3級 <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> その他以外	障がい名: 手帳種類 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 手帳等級 <input type="checkbox"/> 1級 <input type="checkbox"/> 2級 <input type="checkbox"/> 3級 <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> その他以外		日
障がい	◆障がい者手帳等(写)	災害の状況: 活動の内容:	災害の状況: 活動の内容:		日
災害	◆り災証明書(写)	活動の内容:	活動の内容:		日
求職活動	◆誓約書(市様式)	活動の内容:	活動の内容:		日
育児休業	◆育児休業(雇用)証明書(市様式) ※保育認定のために新潟市入就労証明書を提出したことがない場合は、就労証明書の提出も必要(令和6年1月から3月入園希望者を除く)	育児期間開始(予定)日: 令和 年 月 日	育児期間開始(予定)日: 令和 年 月 日		日
その他	◆保育を行うことが困難であると認められるもの	(個別の状況を記入)	(個別の状況を記入)		日

★入園(転園)申請にあたっての確認事項
下記確認項目、申請書記載内容、添付書類についてよく確認のうえ、署名欄に署名してください。(ひとり親の場合は父母どちらか一方の署名) 全ての項目に承諾いただけない場合、申請を受付けることができません。

No.	確認項目	確認欄 (チェック)
1	「令和6年度4月入園のてびき 新潟市認可保育施設(2号・3号認定用)」及び「新潟市認可保育施設入園申請確認票」を確認し、内容に同意した上で申請します。	<input checked="" type="checkbox"/>
2	提出する申請書類について、記入漏れ等の不備や提出書類の不足がないことを確認した上で申請します。また、申請書類の不備・不足等があった場合、利用調整の基準指数や調整指数において不利となる場合があること、利用調整(選考)の過程で申請書類の不足が判明した場合でも、新潟市からの連絡はないことに同意します。	<input checked="" type="checkbox"/>
3	申請の内容に虚偽があるまたは申請時の内容と入園後の実態(令和6年4月の状況)に相違がある場合、入園(内定)の取り消しまたは退園となる場合があることに同意します。 ※ 保育必要事由は、令和6年4月の内容で申請してください。	<input checked="" type="checkbox"/>
4	受入の要件を満たさない施設(施設の受入月齢、閉園等が予定されている施設)は、希望施設に記載されていても利用調整(入園選考)の対象外となることに同意します。	<input checked="" type="checkbox"/>
5	申請書類等を郵送する場合、簡易書留や特定記録郵便等の追跡可能な郵便を利用し、申請書類等を郵送した際の郵便事故等の責任は申請者(署名者)で負います。 ※ 郵送でない場合も確認欄にチェックしてください。	<input checked="" type="checkbox"/>
6	在園する児童の住民票が市外に異動したときは、原則として異動日付で在園する施設を利用できなくなることに同意します。	<input checked="" type="checkbox"/>
7	入園後に入園申請書に記入した内容に変更が生じたときは、早急に変更届と必要となる添付書類を提出します。原則として変更届等書類の提出日の翌月(提出日が月初日の場合は提出された月)から変更(保育料・利用者負担額の変更を含む)が適用されること、変更事由・内容によっては、事由発生日の翌月から変更が適用される場合があることに同意します。また、保育認定事由に該当していないことが判明した時は、退園または遡って保育認定が取り消しとなる場合があることに同意します。	<input checked="" type="checkbox"/>
8	保育料及び延長保育料において、納期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、延滞金(延長保育料においては遅延損害金)が加算されます。また、納期限までに納付すべき金額を納付しないときは、納期限から30日以内に本市から督促状を発送しますが、督促状に記載する納期限までに保育料を納付しないときは、地方税の例に	<input checked="" type="checkbox"/>
9	世帯状況の把握や正生計同一者すべての、また、保育料・利用 ※ 閲覧について承諾	<input checked="" type="checkbox"/>
10	令和6年4月認定開始	<input checked="" type="checkbox"/>

申請内容に誤りがないかご確認のうえ、父母それぞれの署名をしてください。代筆の際は、押印してください。(本人による自署の場合は、押印不要です。) ※日付の記入・署名がない場合、申請を受付けることができません。

『令和6年度4月入園のてびき
新潟市認可保育施設(2号・3号認定用)』
をよくお読みのうえ、ご申請ください！

入園(転園)申請にあたり、上記確認項目1～10について承諾します。
また、本申請書記入内容に相違ないことを確認しました。

令和 5 年 11 月 1 日 (父) 新潟 太郎 印
(母) 新潟 花子 印

※自署の場合は押印不要です。

マイナンバー記載用紙〈教育・保育施設届出用〉

(あて先) 新潟市長
施設長

※認可教育・保育施設の転園申請者または1号認定を受けている新認定申請者は提出不要 提出日 令和●年●月●日

教育・保育施設の利用申し込みにあたり、下記のとおり申請者及び同居世帯員のマイナンバーを届出します。

第1希望施設名または在園施設名	こあら保育園
申請(在園)児童氏名	新潟 柳都 (生年月日 平成・令和 5年 10月 5日生)

個人番号カードや通知カードは必ず写しを提出してください。
個人番号カード等の住所が現住所と異なる場合は、正しい住所が記載された本人確認資料の写しを提出してください。
※個人番号カードは表裏両面の写しを提出してください。
※通知カードや運転免許証の裏面に住所等変更の記載がある場合は、裏面の写しも提出してください。

新規入園申請 → 世帯全員について記載

世帯増員による変更届提出 → 増員世帯員分のみを記載

※世帯員には、申請児童(続柄を本人とする)、単身赴任等で別居の父母、生計を同一にする別居の子どもを含む(おじ・おばを除く)

ふりがな 申請者氏名 (代表保護者)	申請児童 との続柄	マイナンバー
にいがた たろう 新潟 太郎	父	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0

申請者(代表保護者)の番号確認が可能な資料を添付してください。
(下記①~③のいずれかを提出)

- ①個人番号カード(写) ※表面・裏面が必要です。
- ②通知カード(写) + 本人確認資料
- ③個人番号記載の公的書類(住民票等) + 本人確認資料

※氏名・住所等の記載情報が現況と相違がない資料を提出してください。

本人確認資料については裏面をご確認ください。

ふりがな 同居世帯員	申請児童 との続柄	マイナンバー
にいがた りゅうと 新潟 柳都	本人	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0
にいがた はなこ 新潟 花子	母	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 2
にいがた はるか 新潟 春華	姉	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 3
にいがた なつき 新潟 夏樹	兄	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 4
にいがた あきな 新潟 秋菜	妹	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 5
にいがた ふゆみ 新潟 冬実	祖母	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 6

同居世帯員はマイナンバーの記載のみになります。
番号確認が可能な資料の添付は不要です。

マイナンバー記載用紙は、申請児童1人につき1枚の提出が必要です。
同居世帯員欄には、申請児童本人も忘れずに記入してください。

本用紙は申請児童1人につき1枚提出してください。
ただし、兄弟姉妹が同一の施設に申請または在園する場合、添付する番号確認資料については、1施設につき1枚の提出で構いません。

【訂正する場合】

訂正箇所に二重線を引き、その余白に正しい内容を記入してください。
(修正液・修正テープ等での訂正不可)

問い合わせ先

必ず提出用の封筒に封入した状態でご提出ください。
(郵送の場合を除く)

同居世帯員欄へは、入園申請書へ同居世帯員として記入したすべての方を記入してください。
(単身赴任中の保護者や同居の祖父母も含まれます。)

<就労証明書>

- ・市様式(A4横)から国標準様式(新潟市版・A4縦)に変更となりました。令和6年度4月入園申請においては、新様式を使用してください。
- ・必ず事業者から記入してもらってください。証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。
- ・記入にあたっては、裏面「記載要領」及び別紙「記入例」を参照してください。
- ・申請者ご自身で、記載内容に漏れがないことを必ず確認してください。
- ・保護者記入欄について、きょうだいの場合は、児童名を連名で記入してください。同一施設の場合、1枚の提出で構いません。別々の施設の場合、上の子は原本、下の子はコピーを提出してください。(※ご自身でコピーしてください。)

(9) 入園児童の選考方法

受け入れ可能な人数を超えて申し込みがあった場合は、保育必要性の優先度が高い児童の順に入園する施設を決定します！

この選考作業を「**利用調整**」といいます。

利用調整の手順

- ① 施設の見学の有無などは入園の選考にあたり、有利・不利に一切影響しません。
- ② 保育必要性の優先度は、てびき18ページより掲載の市が定める利用調整指数表に基づき、世帯における合計指数の大きさを判断します。
- ③ 保育必要事由・内容に応じて加算する「基準指数」（父母それぞれで点数を加算）と世帯の状況に応じて加算する「調整指数」（世帯ごとで点数を加算）があります。
- ④ 利用調整は、基準指数と調整指数の合計指数の大きい順に希望するすべての施設を通して実施します。
- ⑤ 合計指数が同点となった場合は、てびき21ページに掲載する事項により判断します。

※ 各指数の加算は、申請の内容に基づいて行いますので、申請書類について不備・不足がないか、必ずご確認ください。

※ また、世帯の状況について確認できる資料の添付がないと加算できない指数がありますので、資料の添付漏れについてもご注意ください。

※ 入園を希望する施設数が少ない場合は、入園する施設を決定できない可能性が高くなりますので、ご注意ください。

通園が可能な範囲で可能な限り多くの希望施設を記入してください

同居の祖父母に関する資料について

申請児童が令和6年4月1日時点で65歳未満の祖父母と同居する場合は、マイナス加点とするなどの調整指数があります。

この場合、65歳未満の同居の祖父母がそれぞれ保育必要事由（求職活動を除く）に当てはまる状況にあって、保育必要事由を確認できる資料の提出があった場合は、マイナス加点などは行いません。

親族の介護または看護による調整指数について

就労あるいは就学をしながら親族の介護または看護にあたっている場合、「介護・看護」の保育必要事由確認書類の提出により、加算をすることができる調整指数があります。

父母いずれかの基準指数と合算して10点を上限として、状況に応じて加算をします。

所得データが確認できない世帯について

合計指数が同点となった場合の選考要件のひとつに、父母の合計所得があります。

市外からの転入者や市外に単身赴任中などの方は所得データが確認できないため、課税（所得）証明書等の所得額が確認できる資料の提出が必要です（市内認可保育施設からの転園申請の場合は提出不要です）。

最終的に所得が確認できないときは、未申告とみなして利用調整を行います。

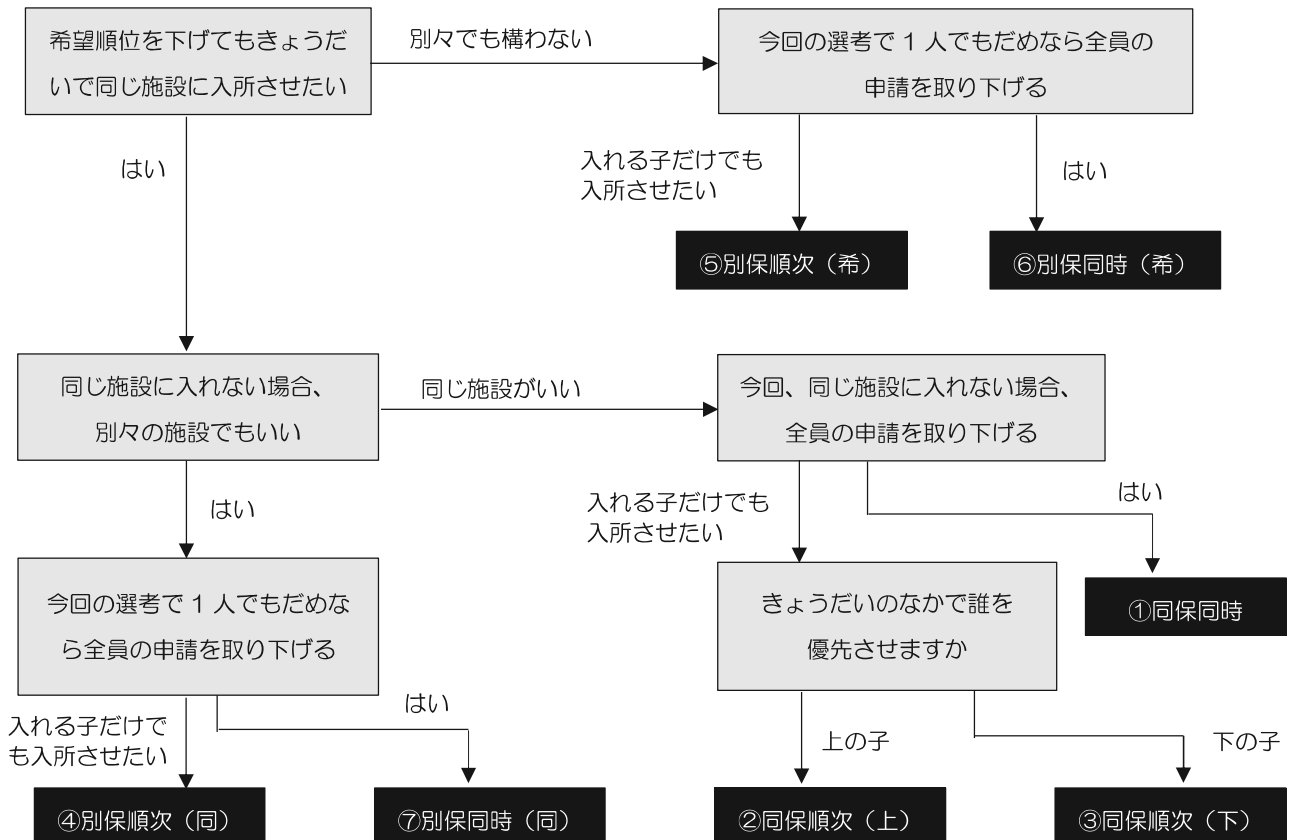
※ 収入・所得がない場合でも、合計所得が0円であることの確認をする必要があるため、課税（所得）証明書等の所得額が確認できる資料の提出が必要です。

きょうだい同時申込(申請の状況)について

同時に申請する兄弟姉妹がいる場合は、以下の①～⑦のうちから選考方法を選択し、入園申請書1ページの「★申請の状況」欄の該当する番号にチェックをつけてください。なお、①～⑦の中にご希望される内容がない場合には第1希望施設が所在する区の区役所健康福祉課までご相談ください。いずれにも該当しないことが確認された場合、「きょうだい同時申込(⑧その他)の希望調査票」をお渡ししますので(市ホームページにも掲載あり)、⑧を選択いただいたうえで、申請書とともに提出してください。

番号	入所を希望する施設
① 同保同時	希望順位を下げても、きょうだいで同じ施設を希望する。今回の選考で一緒の施設に入れない子が1人でもいた場合には、きょうだい全員の申請を取り下げる。
② 同保順次(上)	希望順位を下げても、きょうだいで同じ施設を希望する。今回の選考で同じ施設に入れない場合は上の子を入所させたい。上の子が入所できない場合は、下の子を入所させたい。
③ 同保順次(下)	希望順位を下げても、きょうだいで同じ施設を希望する。今回の選考で同じ施設に入れない場合は下の子を入所させたい。下の子が入所できない場合は、上の子を入所させたい。
④ 別保順次(同)	希望順位を下げても、きょうだいで同じ施設を希望するが、無理なら別々でも構わない。今回の選考では入れる子だけでも入所させたい。
⑤ 別保順次(希)	きょうだいで別々の施設でもいいので、それぞれの希望順位の高い施設へ入所させたい。今回の選考では入れる子だけでも入所させたい。
⑥ 別保同時(希)	きょうだいで別々の施設でもいいので、それぞれの希望順位が高い施設へ入所させたい。ただし、今回の選考で1人でも施設に入れない子がいるなら全員の申請を取り下げる。
⑦ 別保同時(同)	希望順位を下げても、きょうだいで同じ施設を希望するが、無理なら別々でも構わない。ただし、今回の選考で1人でも施設に入れない子がいるなら全員の申請を取り下げる。
⑧ その他	上記①～⑦に当てはまらない個別の希望がある場合、区役所健康福祉課へご相談ください。「きょうだい同時申込(⑧その他)の希望調査票」の提出が必要です。

【きょうだい選考のフロー】



<申請する際はご注意ください！>

①同保同時をご希望される場合

「①同保同時」をご希望される場合、申請書に記入するきょうだいの希望施設と順位はすべて同じにしてください。たとえば…「上の子は第1希望がA園なのに、下の子の第1希望はF園」…といった申請方法できません。

×悪い例

(きょうだいで希望順位や施設がバラバラ)

	上の子	下の子
第1希望	A園	F園
第2希望	B園	C園
第3希望	C園	A園
第4希望	D園	D園
第5希望	E園	K園

○良い例

(きょうだいで希望順位や施設が全部同じ)

	上の子	下の子
第1希望	A園	A園
第2希望	B園	B園
第3希望	C園	C園
第4希望	D園	D園
第5希望	E園	E園

②すでに在園しているきょうだい(2・3号認定を受けている在園児童)が転園申請をご希望される場合(※1号認定児童の場合、本記載は当てはまりません)

すでに在園している児童の在籍園を含めて入園申請をする場合、以下の点にご注意ください。

★「①同保同時」「②同保順次(上)」「③同保順次(下)」「④別保順次(同)」「⑦別保同時(同)」をご希望される場合

→これらの項目を選択する場合に、転園児童の在籍園も含めて「同じ施設への入所を希望」する場合はきょうだい全員の申請書の希望施設欄に転園児童の在籍園を記載してください(下図参照)。

	上の子	下の子
第1希望	A園	A園
第2希望	B園	B園
...
第10希望	在籍園(=E園)	E園

在籍園=E園

★「別保同時(希)」「別保同時(同)」を選択される場合

これらの項目は申請書に書いた希望施設の中できょうだいどちらかが未入所となると、もう一人も未入所となります。ただし、転園児童は自分の在籍園を希望施設に含めた場合、その児童自身が未入所になることはありません(転園戻りを希望しない場合を除く)ので、転園児童の希望施設に在籍園を含めることで、転園児童の未入所が原因できょうだい全員が未入所となることはありません(下図参照)。

①在籍園を含める場合

	上の子	下の子
第1希望	A園	A園
第2希望	在籍園	B園

②在籍園を含めない場合

	上の子	下の子
第1希望	A園	A園
第2希望	C園	B園

塗りつぶし箇所は空きのある入所可能施設又は在籍園

図①の場合、上の子の在籍園(E園)を希望施設に含むことで、上の子は未入所となることはないため下の子も空きのあるA園に入所できます。図②の場合(在籍園を含めない場合)、上の子はA園、C園ともに入所できる施設がなく未入所(E園へ転園戻り)となるため、下の子は入所可能なA園に入所できません。申請の際は本内容をご参考として下さい。

★きょうだい全員が転園申請の場合

→きょうだい全員が同じ施設に在園している場合に「④別保順次（同）」を選択すると、空きがあれば上位の希望施設に一人だけ決定してしまう場合があることから、結果としてきょうだいの入所施設が別々になる可能性があります。全員が同じ施設からの転園で、きょうだい全員の入所施設を別々にしたくない場合は「①同保同時」を選択するか、いまの在籍園をきょうだい全員の希望施設欄に記入したうえで「②同保順次（上）」または「③同保順次（下）」を選択してください。
また、きょうだいそれぞれ別の施設に在園している場合で、希望する施設と一緒に入れないなら、それぞれの在籍園に戻したいという場合も「①同保同時」を選択してください。

【転園戻りについて】

新潟市では、上記のように申請書に現在の在園施設を「記載した・しなかった」どうかにかかわらず、転園ができなかった場合は在籍園に戻れますのでご安心ください。

<申請書記入時の注意事項>

Q1 現在、下の子の育休中。上の子・真ん中の子と一緒に自宅で保育しており、今回の選考で一緒のタイミングで同じ施設に入れたい。もし、きょうだいのうち一人でも入所できないようなら全員の申請を取り下げたい。

A1 三人とも「①同保同時」に✓してください

Q2 上の子と下の子どちらも自宅で保育しており、下の子の育休中。別々の施設への入所でもよいが、入所のタイミングは一緒がいい。今回、どちらかが入所できなければ育休を延長するので、同時入所を希望する。

☺「同じ施設かどうかは気にしないので、それぞれの希望順位が高い施設に入れたい。」

A2-1 二人とも「⑥別保同時（希）」に✓してください

☺「可能なら二人とも同じ施設に入れたい。」

A2-2 二人とも「⑦別保同時（同）」に✓してください。

Q3 現在、上の子と下の子は幼稚園の預かり保育を利用している。同じ保育園への入所を希望するが、同じ保育園にできない場合は別々の園でもよい。一人でも入所させたい。

A3 二人とも「④別保順次（同）」に✓してください。

Q4 現在、三人子どもがいて自宅で保育をしている。4月から働き始めるので、一緒の施設に預けたい。もし今回の選考で三人一緒の施設が難しければ上の子は祖父母に預け、いちばん下の子は会社に設置してある保育室を利用するので、真ん中の子どもだけでも入所させたい。

A4 申請書の「⑧その他」を選択し、「きょうだい同時申込（⑧その他）の希望調査票」を提出してください。

Q5 現在、育休中で上の子は認定こども園の幼稚園部分（1号認定）を利用している。今回、下の子の新規申請と併せて上の子をこども園の保育部分（2号認定）で申請したい。ただ、上の子はいまの在籍園から移動させたくないで、いまの施設だけを希望する。下の子は入所できるならどこでもいいので第10希望まで希望したい。

A5 二人とも「④別保順次（同）」に✓してください。

※ 同一世帯のきょうだい間で指数に差がある世帯が複数競合した場合には、一番指数が高い児童が属する世帯を基準にして選考を行う場合があります。

(10) 利用調整指数表

表1：基準指数

区分	父母の状況			基準指数 (注1-1)	
1	就労 (月64時間以上) ※内定を含む ※就労時間には休憩時間を含む ※就労時間及び休憩時間は就業規則に定められたものをいう	被雇用者 (在宅勤務含む)	週5日以上 又は月20日以上	1か月160時間以上の就労	10
				1か月140時間以上160時間未満の就労	9
				1か月120時間以上140時間未満の就労	7
				1か月100時間以上120時間未満の就労	5
		専従者 (補助者)	週4日以上 又は月16日以上	1か月128時間以上の就労	8
				1か月112時間以上128時間未満の就労	6
				1か月96時間以上112時間未満の就労	5
		内職 (家内労働法に定める家内労働者)	週3日以上 又は月12日以上	1か月96時間以上の就労	5
				上記に当てはまらない1か月64時間以上の就労	4
		自営(農業) ・ 専従者	事業主及び専従者(補助者)であることが確認できる資料の提出がない場合		区分2 に準ずる
2	求職中	ひとり親		2	
		ひとり親以外		0	
3	出産	産前：出産予定日の8週間前(多胎妊娠の場合にあっては、14週間前)の日の属する月の初日		10	
		産後：出産日から起算して8週間を経過する日の属する月の月末まで			
4	疾病・ 負傷	1か月以上の入院若しくは将来にわたって寝たきりの状態		10	
		上記以外の状態で常時保育が困難な場合		4	
5	障がい	重度の障がい(身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳A又は同程度)		10	
		中度の障がい(身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳B又は同程度)		6	
		上記以外の状態で常時保育が困難な場合		4	
6	介護・ 看護	病気や障がいの親族を介護または看護している場合		区分1 に準ずる	
7	災害	災害の復旧にあたっている場合		10	
8	就学	職業訓練施設・大学・専門学校等への就学		区分1 に準ずる	

9	育児休業	育児休業期間中に認可保育施設を利用しており、区外転居、区外への勤務地変更に伴う転園若しくは閉園を予定している施設からの転園を希望する場合、乳児園の卒園児童や地域型保育事業の卒園児童で連携施設以外の施設への入所を希望する場合又は妊娠・出産による広域入所終了月の翌月に入園希望をする場合	区分1 に準ずる (注1-2)
		1月1日以降に認可保育施設へ入所し同年3月31日まで継続して利用をする児童において、その期間中に育児休業を取得する場合(入所した年度の翌年度の4月入園に限る)	0 (注1-3)
10	その他	上記のほか、明らかに保育できない状況にあると判断されるもの	区分1~9 に準ずる (注1-4)

備考

- 1 児童福祉の観点から、市長が特に保育の必要性が高いと認める場合は利用調整より除く。
- 2 次の状況に該当する児童は、最優先で調整を行う。
 - (1) 地域型保育事業で連携施設を設置しており、地域型保育事業の卒園児が連携施設を第1希望として希望する場合。
 - (2) 乳児保育園の卒園児が乳児保育園と一体となって運営を行っている施設を第1希望として希望する場合。(注1-5)
 - (3) 在園する認可保育施設が閉園または配置計画等の市の施策により休園に伴い転園する場合。
 - (4) 在園する認可外保育施設が認可保育施設となり、当該施設の在園を継続して希望する場合。
 - (5) 里帰り出産を理由とした広域入所期間終了後に、広域入所利用前に在園していた認可保育施設の利用を希望する場合。
- 3 市外からの委託協議については、原則市内の児童を利用調整した後に行う。
- 4 審査書類に不備がある際は区分2に準じた取扱いとなる場合がある。

注1-1 父及び母の状況について、それぞれ当てはまる基準指数を合算する。また、ひとり親家庭の場合、当てはまる基準指数を2倍にする。

注1-2 育児休業前の就労証明書により判断する。

注1-3 新規入園申請とみなす。

注1-4 客観的資料に基づき判断する。

注1-5 岡山乳児保育園の卒園児は岡山幼保連携型認定こども園、吉田乳児保育園の卒園児は吉田こども園、あそびの森さんし保育園の卒園児は認定こども園あそびの森金鶏幼稚園、なかの乳児園の卒園児はナカノスイミング保育園およびYOUなかの保育園をいう。

表2：調整指数

区分	状況		調整指数	
世帯 の状況	ひとり親世帯	65歳未満の祖父母と同居している（注2-1）	+4	
		同居の祖父母はいない又は同居の祖父母は65歳以上である	+12	
	保護者が身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳Aの交付を受けている場合（当該保護者の保育必要事由が障がいまたは当該保護者を介護・看護する事由の場合は適用しない）（注2-2）		+3	
	保護者が身体障害者手帳3級以下、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳B以下の交付を受けている場合（当該保護者の保育必要事由が障がいまたは当該保護者を介護・看護する事由の場合は適用しない）（注2-2）		+2	
	同居親族（申請児童を含む）に身体障害者手帳3級以上、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、特別児童扶養手当受給者証・支給停止通知書の交付を受けている者がいる場合（当該同居親族を介護・看護する事由の場合は適用しない）（注2-2）		+2	
	病気や障がいの親族を介護または看護している世帯（就労または就学事由のみ適用）（注2-2）		0～+6 （注2-3）	
	多胎児を妊娠している場合（妊娠・出産事由のみ適用）（注2-2）		+4	
	保護者が保育士・保育教諭・幼稚園教諭・看護師・准看護師・保健師・養護教諭として市内の認可保育施設、幼稚園及び（市から委託を受けた）病児・病後児保育施設に勤務する世帯（障がい児保育を担当する保育補助職員を含む）	月労働時間数が160時間以上	+12	
		月労働時間数が140時間以上160時間未満	+10	
		月労働時間数が64時間以上140時間未満	+6	
	生活保護世帯（求職中の場合のみ）		+4	
	65歳未満の祖父母と同居し、祖父母が保育可能な状況にある（注2-4）（ひとり親世帯は除く）		-3	
	保護者が育児休業明けの世帯又は産休明けの世帯（外勤者のみ）（注2-5）		+4	
	同一世帯に保護者が同じ小学生以下の子どもが3人以上いる世帯（子どもが4人以上いる場合は1人増えるごとに1点ずつ加点する。）		+2～	
申込児以外の未就学の子どもを幼稚園・認可保育施設・認可外保育施設に預けていない（注2-6）		-4		
就労 の状況	保護者が単身赴任中（被雇用者のみ）（注2-7）		+4	
申込み の状況	兄弟姉妹が在園（内定を含む）する認可保育施設（注2-8、注2-9）を第1希望として申込み場合		+12	
	兄弟姉妹が同時に同一認可保育施設（注2-8）に申込み場合（前項目と重複加点は行わない）		+9	
	兄弟姉妹が既に認可保育施設（注2-8、注2-9）に在園（内定を含む）する場合で、兄弟姉妹が在園する認可保育施設以外の認可保育施設に申込み場合		+2	
	地域型保育事業の卒園児童で第1希望に連携施設以外を希望する場合		+5	
	乳児保育園卒園児童で第1希望に乳児保育園と一体となって運営を行っている施設以外を希望する場合		+5	
	転園	区外転居・区外への勤務地変更（注2-10）のための転園		+2
		兄弟姉妹が在園（内定を含む）する認可保育施設への転園（注2-9）		+2
市外からの転入予定者で、現在居住地の認可保育施設に在園している場合		+2		
市外委託先から市内の認可保育施設への転園		+2		
閉園が決定している認可保育施設から転園する場合（注2-11）		+1		
その他	専門機関から児童にとって集団保育が必要と判断された場合		+4	

- 注2-1 就労証明書が提出され月64時間以上の就労が確認できる場合又は障がい等により自宅での保育が困難と判断できる書類が提出される場合は12点の指数を適用する。
- 注2-2 状況が確認できる資料を入園申請書に添付することで、調整指数を加点することができる。
- 注2-3 実際に介護・看護にあっているいずれかの父母の就労または就学に係る時間と介護・看護に係る時間を合算した時間を、別表1区分1外勤・自営（農業）・専従者にあてはめて算出した指数（以下「就労・就学介護時間指数」という。）と当該保護者の就労または就学に係る時間で算出した基準指数（以下「就労・就学指数」という。）を比較し、就労・就学介護時間指数が高い場合は、就労・就学介護時間指数から就労・就学指数を差し引いた数字を調整指数として加算し、就労・就学指数が高い場合は加算なしとする。
- 注2-4 就労証明書が提出され月64時間以上の就労が確認できる場合又は障がい等により自宅での保育が困難と判断できる書類が提出される場合は適用しない。
- 注2-5 本項目は育児休業からの復帰後初めての認可保育施設への入園申込時に加点する。
- 注2-6 当該子どもを介護・看護する理由で入園する場合は適用しない。
- 注2-7 就労証明書より市外就労等が確認できる場合または状況が確認できる資料を入園申請書に添付することで調整指数を加点することができる。
- 注2-8 乳児保育園と一体となって運営を行っている施設（注1-5）に在園している場合を含む。
- 注2-9 本項目における在園児童は入園（転園）希望月の申請締切日時点で当該月初日時点で在園していることが確認できる教育認定（1号）及び保育認定（2号または3号）児童を対象とする。ただし、入園（転園）希望月以前で当該在園施設を退園予定の児童または教育・保育給付認定が満了している児童は含まない場合がある。
- 注2-10 入園（転園）希望月初日時点で転居・勤務地変更となっている（予定を含む）場合に適用する。なお、過去の変更については、入園（転園）希望月が属する年度内の変更にも適用する。ただし、4月入園（転園）の場合は前年度中の変更について適用する（当年度の4月1日を含む）。
- 注2-11 閉園が公表された後に入園した児童には本項目は適用しない。

表3：指数が並んだ場合に考慮する事項

優先順位	項目
1	父母の一方が単身赴任等で不在の世帯
2	父母の基準指数の合計がより高い世帯
3	保育の必要な事由間の優先順位（①から⑧の順で優先させる） ①災害復旧に従事 ②疾病・障がい ③就労（外勤・自営） ④介護・看護 ⑤就学 ⑥出産 ⑦育児休業中 ⑧求職活動
4	すでに在園（内定を含まない）しているきょうだいがいる世帯（注3-3）
5	養育する小学生以下の子どもが多い世帯
6	生活保護世帯
7	父母の合計所得がより少ない世帯（注3-1、注3-2）

注3-1 父母が不在の世帯は本項目においては最優先として扱う。

注3-2 所得が未申告であるなど父母の所得が確認できない場合、本項目においては最下位として扱う。

注3-3 本項目における「在園（内定を含まない）しているきょうだい」とは1号認定を含み、内定児童、退園（卒園）予定の児童は含まない。

(11) 保育料など

利用料金は児童の年齢や世帯状況などにより世帯ごとに異なります！

保育施設を利用した場合に必要な利用料は、申請児童が属する世帯の市区町村民税所得割額（調整控除以外の税額控除適用前）に応じて算定します。

基本的には、父母の市区町村民税所得割額により算定を行いますが、同居する祖父母等が家計の主宰者と判断される場合は、祖父母等の市区町村民税所得割額も含めて算定を行います。

< 保育料 目安表 >

- ◆ 本表は、令和5年度の保育料金表を基にした目安です。（令和5年度保育料金表は市HPに掲載）
令和6年度の利用料金表は、入園後4月中旬頃に利用料金の決定通知と併せて配付する予定です。
- ◆ 市立・私立による利用料金の違いはありません。（施設毎に別途必要となる費用は除く。）
- ◆ 母子・父子世帯や障がい児を有する世帯、児童の兄弟姉妹の有無などによっては、本表に示す金額に該当しない（本表に示す金額より軽減される）場合があります。

多子世帯の経済的負担を軽減するため、令和5年4月から、高校3年生まで（※）の子どもの中で第3子以降の児童の保育料等を無償にしています。

※ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方です。

市区町村民税		児童の年齢（※1） / 保育必要量の認定区分			
		3歳未満児		3歳以上児	
		保育標準時間 認定	保育短時間 認定	保育標準時間 認定	保育短時間 認定
非課税世帯		無料 （※2）	無料 （※2）	無料 （※2）	無料 （※2）
所得割額	（新税率の場合） 129,300円未満	11,000円 ～ 25,000円	10,800円 ～ 24,500円	無料 （※2）	無料 （※2）
	（旧税率の場合） 97,000円未満				
	（新税率の場合） 129,300円以上	29,500円 ～ 57,200円	28,900円 ～ 56,200円	無料 （※2）	無料 （※2）
	（旧税率の場合） 97,000円以上				

※1 児童の年齢は令和6年3月31日現在の満年齢で決定します。

※2 給食の食材料費（3歳以上児）、通園送迎費、行事費、延長保育料等の費用は、利用者の負担となります。

ご確認ください！ 都道府県から政令指定都市への税源移譲について

地方分権一括法により、都道府県から政令指定都市へ税源移譲が行われ、平成30年度から政令指定都市のみ都道府県民税分2%が移譲され、市民税の税率が6%から8%に変更されました。保育料の算定にあたっては、政令指定都市居住者とその他の市区町村居住者との税額の相違による不公平が生じないように対応します。

上記の目安表では、税率8%（新税率）と税率6%（旧税率）の両方の市区町村民税所得割額を掲載しています。

市区町村民税所得割額の該当する税率により保育料の目安をご確認ください。

給食の食材料費について

3歳以上児については、給食の食材料費（実費相当分）を負担いただきます。

3歳未満児については、保育料に含みます。

金額	市立保育施設…月額4,500円（主食は持参）
	私立保育施設…各施設で個別に設定

※物価等の影響により、変更する可能性があります。

延長保育料金について

認定をされた保育必要量を超える時間帯は延長保育時間となります。

延長保育時間の利用状況に応じて別途延長保育料が発生します。

【例】7:00 開園、19:00 閉園の保育園の場合

保育標準時間 … 7:00～18:00（開園時刻から11時間）

保育短時間 … 8:00～16:00（保育施設が設定する8時間）

7:00	8:00		16:00	18:00	19:00
開園時間 (7:00～19:00)					
保育標準時間 (7:00～18:00) (開園時間は園ごとに異なる)					延長保育
延長保育	保育短時間 (8:00～16:00) (時間帯は園ごとに設定)			延長保育	

金額	市立保育施設…30分につき100円（20時以降は30分につき200円）
	私立保育施設…市立保育施設の金額を上限として各施設で個別に設定

その他の費用について

保育料金表に定める料金や給食の食材料費、延長保育料の他に、制服代や教材費等の費用が必要となる場合があります。詳細は、各保育施設へお問い合わせください。

課税データ等の閲覧について

世帯状況の把握や正確な保育料・利用者負担額算定のため、入園申請書での承諾に基づき担当課において住民基本台帳、課税・福祉データを閲覧します。

また、保育料・利用者負担額算定に必要な書類を別途依頼する場合があります。

閲覧について承諾、または保育料・利用者負担額算定に必要な書類の提出がないときは、保育料・利用者負担額を最高額で決定する場合があります。

保育料の減免について

保護者の疾病・やむを得ない理由による退職等で収入が著しく減少した場合や、災害により損害を受けた場合、保育料の一部または全部を減免します。

適用を受ける場合は、入園（転園）が決定した施設が所在する区の区役所健康福祉課へ、事前に申請が必要です。

(12) よくあるご質問

Q. 現在、新潟市に住んでいませんが、入園の申請は可能ですか？

A. 可能です。

申請時点で新潟市外に居住する方も入園の申請が可能ですが、令和6年4月1日時点で新潟市に居住（住民登録）していることが要件となります。要件を満たさない場合、入園（内定）が取り消しとなりますのでご注意ください。

居住の実態がなく、保育施設に入園するためだけに住民票のみ新潟市に異動した場合は、対象にはなりません。住民票を異動できない特別な事情がある場合は、第1希望施設が所在する区の区役所健康福祉課へご相談ください。

Q. 現在、妊娠中です。出産予定の子ども入園の申請はできますか？

A. 可能です。

出産予定児童の令和6年4月1日時点での月齢が、入園希望施設の受入月齢に達していることが出生予定日から明らかであると確認できる場合は、入園の申請が可能です。

予定日より出産が遅くなり、令和6年4月1日時点で受入月齢に達しないときは、入園ができなくなる場合がありますのでご注意ください。

【申請時注意点】

- ◆ 申請書の児童名欄は空欄で提出する。
- ◆ 保育が必要な事由を証明する書類とは別に母子健康手帳の表紙と出産予定日記載ページの写しを提出する。
- ◆ 出生後、第1希望施設が所在する区（入園決定（内定）後は決定施設が所在する区）の区役所健康福祉課児童福祉係・担当へ連絡する。

Q. 令和6年4月中旬に子どもが6か月になりますが、受入年齢（月齢）が6か月の施設を希望することはできますか？

A. 希望することはできません。

令和6年4月1日時点で入園希望施設の受入月齢に達している必要があります。受入月齢に達していない場合、希望施設に記載されていても利用調整（入園選考）の対象外となります。

Q. 現在、就労しておらず内定の状態ですが、入園の申請はできますか？

A. 可能です。

申請時点で内定中や育児休業復帰予定でも、令和6年4月から月64時間以上の就労を開始する場合は、入園の申請が可能です。

保育必要事由確認書類として、就労証明書を提出してください。

Q. 単身赴任中の保護者の保育必要事由確認書類は提出が必要ですか？

A. 別居している場合でも保護者の保育必要事由確認書類は提出が必要です。

認定や利用調整に必要となりますので、必ずご提出ください。

新潟市外に居住（住民登録）の場合は、所得証明書等の所得が確認できる書類を併せて提出してください。

Q. 入園申請後に育児時間・育児短時間勤務制度を利用することを決めた場合は、入園（内定）が取り消しとなりますか？

A. 利用調整は、雇用契約上の就労時間等で指数付けを行いますので、取り消しとはなりません。

ただし、同制度を取得後に縮小された就労時間等が月64時間に満たない場合は、「就労」要件に該当しないため、原則、入園（内定）の取り消しまたは退園となります。
(てびき3ページの注意事項をご確認ください。)

Q. 保育認定（2・3号認定）期間が満了となると退園になりますか？

A. 保育認定（2・3号認定）を受けることができない場合は退園となります。

認定期間満了後にも保育必要事由に該当し、保育認定（2・3号認定）を受けることができる場合は、入園を継続することが可能です。

Q. 求職活動を理由とした認定期間の3か月間に仕事が決まらない場合は、再び求職活動を理由とした認定を継続できますか？

A. 求職活動を理由とする場合、原則として3か月を超えた認定は行いません。

3か月の求職活動期間内に月64時間以上の仕事に就くことを想定しています。
月64時間以上の仕事に就くことができずに一旦退園し、再び求職活動を理由として入園の申請を行う場合については、求職活動の経緯や状況などを勸案したうえで、必要と判断される場合のみ保育認定（2・3号認定）を行います。

Q. 入園後に保育必要量（保育標準時間・保育短時間）の認定を変更することは可能ですか？

A. 変更手続きにより変更が可能です。

変更届と変更後の状況が確認できる資料などの提出により、状況に応じて希望の保育必要量へ変更します。
保育必要量の認定以外でも、保育認定（2・3号認定）を受けた後で入園申請の内容から状況が変更となる場合は、認定内容の変更手続きが必要です。

Q. 保育認定（2・3号認定）を受けることができない場合、利用可能な保育サービスはありますか？

A. 一時預かり事業をご利用いただける場合があります。

市内の認可保育施設では、一時預かりを行っています。病気やケガ、冠婚葬祭などで家庭での保育ができない場合や、育児疲れのリフレッシュ目的での利用も可能です。

Q. 3歳以上で保育料が無償となった場合、給食の食材料等その他の費用も無料となりますか？

A. 給食の食材料費、通園送迎費、行事費、延長保育料等の費用は、これまでどおり利用者の負担となります。

ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもと、全ての世帯の高校3年生（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方）から数えて第3子以降の子どもについては、副食費（おかず・おやつ等）が免除されます。

(13) 市立保育園の配置計画

市立保育園の適正配置について

本市では、保育の現状と課題を踏まえ、これまで以上に民間の力を活用した上で、市内全ての市立保育園等の適正配置を進めるため、平成30年10月に「市立保育園配置計画」を策定しました。

本計画では、園の老朽化状況や児童数の推移状況、近隣施設などでの受入れの可能性など、個別の状況を踏まえながら順次閉園、統廃合等の検討を進めていき、計画策定から概ね20年で市立保育園数を半数程度にするとともに、将来にわたって安心して子どもを保育できる環境の確保を図ることとしています。

※計画の詳細については、市WEBサイト (<https://www.city.niigata.lg.jp>) にてご覧いただけます。

(市WEBサイト トップ>子育て・教育>妊娠・出産・子育て>ライフステージ別 子育て情報>子どもを預けたい>第2次新潟市立保育園配置計画について)

今後の閉園・統廃合について

本計画では、どの園をいつ、どう対応するのかは定めていません。

各園を取り巻く個別の状況を踏まえ、対応を進めることとしています。そのため、状況によっては、市立保育園在園中に閉園計画等の説明、対応を進めさせていただく場合がありますので、入園にあたっては予めご了承ください。

なお、本市では、既に耐用年数を超過している園等を「早期に対応が必要な施設」として位置づけ、閉園等の対応を優先的に進めることとしています。

【各施設の耐用年数到達時期一覧】

	～R4	R5～R9	R10～R14	R15～R19	R20～
北 区	太夫浜	早通北、越岡、太田、三ツ森	ちとせ、かやま、すみれ、二葉、若葉		早通南、木崎
東 区	中野山、第二中野山、東中野山、石山 (R6年度末閉園予定)、山ノ下 (R7年度末閉園予定)、大山 (R8年度末閉園予定)		山木戸、中山		大形、桃山
中央区	しなの、山潟 (R8年度末閉園予定)	入舟	白山、流作場、長嶺	ロータリー	八千代、万代、沼垂、鳥屋野、
江南区	両川、ことぶき、亀田第一、亀田第二、大江山 (R7年度末閉園予定)	亀田第三	横越双葉、亀田第五	横越小杉	横越中央、亀田第四
秋葉区				新津東、小須戸、金津	矢代田
南 区	新飯田	臼井、あじほ、にししろね	諏訪木、根岸、大通、月湯	小林	白根、大鷲
西 区	内野、上五十嵐、坂井、坂井輪、小針	大野、寺地	山田	木場	興野、黒崎なかよし
西蒲区			岩室、巻、松野尾、七浦、中之口	漆山西	和納、巻つくし、すわ、漆山東、かきの実

※耐用年数は、木造30年、鉄骨50年で整理。下線は令和6年4月時点で耐用年数を超過している施設(但し、全ての施設について耐震改修済みであり、安全性確保のための対応は行っています。)

(14) 令和6年度 新潟市認可保育施設一覧

閉園等が予定されている施設について（令和5年10月時点）

閉園予定時期	施設名	R6 新規入園の受入
令和6年度末（令和7年3月）	石山保育園（東区）、升瀧保育園（西蒲区）	原則受入停止
令和7年度末（令和8年3月）	山ノ下保育園（東区）、大江山保育園（江南区）	原則受入停止
令和8年度末（令和9年3月）	大山保育園（東区）	原則0～1歳児のみ
	山瀧保育園（中央区）	原則0～2歳児のみ

小規模保育・事業所内保育の連携施設について

地域型保育施設は、原則として3歳未満児を受け入れの対象としています。

卒園した後の受け入れ先として連携施設の設定がある場合、連携施設を第1希望で申請し、かつ当該施設に空きがある場合に限り、優先的に入園することができます。

所在区	施設形態	施設名	連携施設
東区	小規模保育	乳児保育園みらい	牡丹山ひかりこども園・みなとこども園（東区）
	小規模保育	ウイステリア保育園	藤見幼稚園（東区）
	小規模保育	ニチキッズはなみずき保育園	みたけこども園・岡山幼保連携型認定こども園（東区）
	小規模保育	POPO おひさま保育園	中道山こども園・あおい幼稚園（東区）
	小規模保育	ふじみ保育園	藤見幼稚園（東区）
	事業所内保育	えびがせ保育園アミック※	—
中央区	小規模保育	じんぐう保育園	認定こども園神宮幼稚園（中央区）
	小規模保育	POPO おうち保育園	るんびいにこども園（西区）・エンジェルこども園（中央区）
	小規模保育	はるまちつぼみ保育園	はるまちこども園（中央区）
	小規模保育	ニフィスこども園	ながたゆめのつばさこども園（中央区）
	小規模保育	サロン・ド・ひまわり上近江保育園	ひまわり保育園（江南区）
	小規模保育	サロン・ド・ひまわり医学町保育園	ひまわり保育園（江南区）
	小規模保育	しらとり保育園	白鳥こども園（中央区）
	小規模保育	なかよしのおうち保育園	網川原保育園・新和ここの実こども園（中央区）
事業所内保育	ばとぅーるこども園	—	
江南区	小規模保育	たんぼぼ保育園	—
	小規模保育	キッズルームなかよし	—
秋葉区	小規模保育	ニチキッズさつき野駅前保育園	小阿賀ほのぼのこども園（秋葉区）
	事業所内保育	下越病院たんぼぼ保育園	さくらこども園・中新田保育園・荻川ほのぼの保育園（秋葉区）
西区	小規模保育	グランセナ保育園	あいりすこども園（西区）
	小規模保育	すいか小規模保育園	すいか保育園（西区）
	小規模保育	吉田小規模保育園	吉田こども園（西区）
	小規模保育	小規模青山真行保育園	真行保育園（西区）
	小規模保育	令和保育園	笠木保育園（西区）
	小規模保育	ニチキッズこばりみなみ保育園	あいりすヒルズこども園（西区）
	事業所内保育	なでしこつぼみ保育園	東小針認定こども園（西区）

※ えびがせ保育園アミックは、連携施設の確保が不要なため、3歳以上での在園や入園が可能です。

施設名欄の記号 記号なし：保育園 ◎：認定こども園 ☆：小規模保育事業 ◆：事業所内保育事業
 認定こども園の定員は保育園として利用できる定員です。事業所内保育事業の定員は地域の児童が利用できる定員です。
 保育短時間は平日の場合の時間です。土曜日の保育短時間は各施設にお問い合わせください。
 令和6年4月に認定こども園へ移行する施設は2施設です。該当施設は備考欄に、「移行」と記載しています。
 ※保育定員はR5.4.1時点の定員を記載しています。

申請 番号	区	公私	施設名	保育 定員	受入 年齢 (月齢)	所在地	開閉園時間		保育短時間	電話番号	備考
							平 日	土曜日			
001	北	市	ちとせ保育園	80	2ヶ月	北区松浜6丁目11-1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-259-2614	
002	北	市	太夫浜保育園	60	2ヶ月	北区太夫浜1964-1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-259-4877	
003	北	市	かやま保育園	120	2ヶ月	北区嘉山1丁目2-41	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-387-5201	
004	北	市	すみれ保育園	110	2ヶ月	北区石動1丁目10-1	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-387-3149	
005	北	市	早通南保育園	120	2ヶ月	北区早通南1丁目9-7	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-387-4589	
006	北	市	早通北保育園	110	2ヶ月	北区早通北3丁目7-30	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-387-2208	
007	北	市	木崎保育園	80	2ヶ月	北区横井279	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-386-3155	
008	北	市	越岡保育園	50	2ヶ月	北区十二321	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-387-5600	
009	北	市	二葉保育園	70	2ヶ月	北区浦木1523-1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-387-3774	
010	北	市	太田保育園	60	2ヶ月	北区太田2005	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-386-2329	
011	北	市	三ツ森保育園	40	2ヶ月	北区森下1409	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-386-0580	
012	北	市	若葉保育園	50	2ヶ月	北区新鼻279-2	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-386-3100	
013	北	私	みなと福祉保育園	50	2ヶ月	北区松浜7丁目4-11	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-259-3394	
014	北	私	こまくさ保育園	120	2ヶ月	北区柳原3丁目10-25	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-387-2175	
015	北	私	◎ 小鳥の森こども園	60	6ヶ月	北区嘉山533	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-386-9441	
016	北	私	◎ 松浜こども園	125	2ヶ月	北区松浜本町4丁目2-38	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-259-7070	
017	北	私	◎ つくしこども園	120	2ヶ月	北区東栄町1丁目1-66	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:30	8:00 ~ 16:00	025-387-2623	
018	北	私	◎ 早通みずほ幼稚園	20	3歳	北区早通78	7:20 ~ 18:20	7:20 ~ 15:20	8:00 ~ 16:00	025-386-9474	
019	北	私	◎ あかのこども園	120	2ヶ月	北区新元島町3953-3	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-259-6100	
020	北	私	◎ あたごたまこども園	90	2ヶ月	北区葛塚4851	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-388-7676	
021	北	私	◎ にごりかわこども園	120	4ヶ月	北区濁川300-1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-259-7068	
022	北	私	◎ 豊栄マリアこども園	100	2ヶ月	北区内島見1243-2	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-387-5367	
023	北	私	◎ 光華こども園	80	2ヶ月	北区島見町1972	7:15 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:15 ~ 16:15	025-255-3722	
024	北	私	◎ 青い鳥こども園	140	2ヶ月	北区須戸588	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:30	8:00 ~ 16:00	025-386-2424	
025	北	私	◎ ほのぼのこども園	70	6ヶ月	北区樋ノ入1143-1	7:00 ~ 18:30	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-387-6200	
026	東	市	山木戸保育園	100	2ヶ月	東区山木戸4丁目11-20	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-273-2816	
027	東	市	大形保育園	110	2ヶ月	東区海老ヶ瀬589	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-273-8505	
028	東	市	中山保育園	120	2ヶ月	東区中山4丁目2-5	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-271-7441	
029	東	市	桃山保育園	70	2ヶ月	東区桃山町1丁目110-1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-273-6413	
030	東	市	大山保育園	100	2ヶ月	東区大山2丁目13-1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-273-0747	令和8年度未 開園予定
031	東	市	中野山保育園	70	2ヶ月	東区中野山822	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-276-1391	
032	東	市	第二中野山保育園	60	2ヶ月	東区中野山4丁目8-15	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-276-0334	
033	東	市	東中野山保育園	90	2ヶ月	東区東中野山6丁目4-28	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-276-6640	
034	東	私	岡山乳児園	90	2ヶ月	東区本所252-1	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-276-8181	

施設名欄の記号 記号なし：保育園 ◎：認定こども園 ☆：小規模保育事業 ◆：事業所内保育事業

認定こども園の定員は保育園として利用できる定員です。事業所内保育事業の定員は地域の児童が利用できる定員です。

保育短時間は平日の場合の時間です。土曜日の保育短時間は各施設にお問い合わせください。

令和6年4月に認定こども園へ移行する施設は2施設です。該当施設は備考欄に、「移行」と記載しています。

※保育定員はR5.4.1時点の定員を記載しています。

申請 番号	区	公私	施設名	保育 定員	受入 年齢 (月齢)	所在地	開閉園時間		保育短時間	電話番号	備考
							平 日	土曜日			
035	東	私	はず池保育園	100	2ヶ月	東区新松崎1丁目1-10	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-257-9633	
036	東	私	はじめ保育園	200	2ヶ月	東区河渡甲135-7	7:00 ~ 19:30	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-274-0794	
037	東	私	第二はじめ保育園	100	2ヶ月	東区太平4丁目14-15	7:00 ~ 19:30	7:00 ~ 19:30	8:00 ~ 16:00	025-275-3601	
038	東	私	ナカノスイミング保育園	140	2ヶ月	東区南紫竹2丁目10-9	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-286-0911	
039	東	私	なかの乳児保育園	25	2ヶ月	東区粟山706-1	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-276-5688	
040	東	私	メイプル保育園	80	2ヶ月	東区逢谷内6丁目8-25	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-274-3316	
041	東	私	◎ 藤見幼稚園	130	6ヶ月	東区小金町1丁目1-17	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-273-6513	
042	東	私	◎ 認定こども園志泉こども園	115	3ヶ月	東区松和町16-5	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-273-9485	
043	東	私	◎ 新潟あゆみこども園	50	6ヶ月	東区東中野山3丁目13-26	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-276-1115	
044	東	私	◎ 岡山幼保連携型 認定こども園	160	2ヶ月	東区本所254-4	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-277-1955	
045	東	私	◎ 幼保連携型認定こども園 しょうとくこども園	120	2ヶ月	東区河渡本町15-16	7:00 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-275-5929	
046	東	私	◎ 物見山はじめ保育園	50	2ヶ月	東区物見山3丁目3-16	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-271-3233	
047	東	私	◎ おむすびこども園	60	2ヶ月	東区館新町2丁目848-49	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-256-8765	
048	東	私	◎ 緑が丘幼稚園	60	6ヶ月	東区有楽3丁目4-4	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-275-3372	
049	東	私	◎ みだけこども園	110	2ヶ月	東区紫竹館新町1869-1	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-256-6800	
050	東	私	◎ みつばちこども園	90	3ヶ月	東区粟山3丁目3-8	7:15 ~ 19:15	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-276-3098	
051	東	私	◎ みつばち第二こども園	120	3ヶ月	東区新石山4丁目8-3	7:15 ~ 19:15	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-277-2400	
052	東	私	◎ 瑞穂こども園	60	6ヶ月	東区山木戸3丁目14-44	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-275-1717	
053	東	私	◎ 認定こども園松崎保育園	130	2ヶ月	東区白銀2丁目4-7	7:15 ~ 19:00	7:15 ~ 18:45	8:15 ~ 16:15	025-273-6328	
054	東	私	◎ 下山こども園	90	3ヶ月	東区太平2丁目7-17	7:00 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-274-1918	
055	東	私	◎ ゆたかこども園	130	2ヶ月	東区東中野山4丁目12-9	7:00 ~ 19:30	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-276-2964	
056	東	私	◎ 東明こども園	90	5ヶ月	東区東明3丁目15-2	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-286-0345	
057	東	私	◎ いろはこども園	90	6ヶ月	東区竹尾2丁目21-10	7:00 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-275-0168	
058	東	私	◎ 牡丹山ひかりこども園	90	4ヶ月	東区上木戸1丁目14-9	7:00 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-273-9566	
059	東	私	◎ 上木戸こども園	130	2ヶ月	東区上木戸5丁目17-13	7:15 ~ 19:15	7:30 ~ 18:30	8:00 ~ 16:00	025-273-4063	
060	東	私	◎ みのりこどもえん	90	6ヶ月	東区下木戸600-14	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-383-8104	
061	東	私	◎ みなとこども園	90	4ヶ月	東区臨海町1-32	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-288-6057	
062	東	私	◎ 中道山こども園	90	2ヶ月	東区幸栄2丁目18-8	7:00 ~ 19:40	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-273-9562	
063	東	私	◎ 認定こども園 栄光こども園	75	4ヶ月	東区石山1丁目3番80号	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-287-2877	
064	東	私	◎ 開志新潟東こども園	90	2ヶ月	東区中野山3丁目3番9号	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-385-6157	
065	東	私	◎ 逢谷内こども園	90	2ヶ月	東区大形本町6丁目14-13	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-274-5689	
066	東	私	◎ ふなえこども園	60	2ヶ月	東区船江町1丁目50-33	7:15 ~ 19:00	7:15 ~ 18:00	8:15 ~ 16:15	025-273-6058	
067	東	私	◎ 山の下こども園	72	6か月	東区古川町67	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-270-1281	
068	東	私	☆ 乳児保育園みらい	19	4ヶ月	東区牡丹山3丁目18-39	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-384-0321	

施設名欄の記号 記号なし：保育園 ◎：認定こども園 ☆：小規模保育事業 ◆：事業所内保育事業

認定こども園の定員は保育園として利用できる定員です。事業所内保育事業の定員は地域の児童が利用できる定員です。

保育短時間は平日の場合の時間です。土曜日の保育短時間は各施設にお問い合わせください。

令和6年4月に認定こども園へ移行する施設は2施設です。該当施設は備考欄に、「移行」と記載しています。

※保育定員はR5.4.1時点の定員を記載しています。

申請 番号	区	公私	施設名	保育 定員	受入 年齢 (月齢)	所在地	開園時間		保育短時間	電話番号	備考
							平 日	土曜日			
069	東	私	☆ ウィステリア保育園	18	2ヶ月	東区小金町1丁目3-8	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-290-7849	
070	東	私	☆ ニチキッズ はなみずき保育園	19	2ヶ月	東区はなみずき1丁目16-12	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-279-2321	
071	東	私	☆ POPOおひさま保育園	19	2ヶ月	東区下木戸1丁目3-17	7:00 ~ 20:00	7:00 ~ 20:00	8:00 ~ 16:00	025-275-5563	
072	東	私	☆ ふしμι保育園	19	2ヶ月	東区錦町6-26	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:30	8:30 ~ 16:30	025-278-8500	
073	東	私	◆ えびがせ保育園アミック	50	7ヶ月	東区海老ヶ瀬3017	7:30 ~ 19:30	7:30 ~ 17:30	8:00 ~ 16:00	025-279-2600	
074	中央	市	八千代保育園	130	2ヶ月	中央区川岸町1丁目56-1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-232-6565	
075	中央	市	入舟保育園	80	2ヶ月	中央区稲荷町3476-2	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-222-7849	
076	中央	市	白山保育園	40	2ヶ月	中央区白山浦2丁目180-7	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-266-3464	
077	中央	市	しなの保育園	40	2ヶ月	中央区信濃町19-20	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-266-5542	
078	中央	市	万代保育園	120	2ヶ月	中央区東万代町9-52	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-244-3344	
079	中央	市	流作場保育園	120	2ヶ月	中央区水島町3-28	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-244-3669	
080	中央	市	長嶺保育園	50	2ヶ月	中央区明石2丁目1-51	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-244-7301	
081	中央	市	沼垂保育園	80	2ヶ月	中央区沼垂東4丁目8-36	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-243-6640	
082	中央	市	鳥屋野保育園	130	2ヶ月	中央区鳥屋野4丁目9-30	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-283-7083	
083	中央	市	ロータリー保育園	110	2ヶ月	中央区下所島2丁目3-6	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-283-3413	
084	中央	市	山湯保育園	100	2ヶ月	中央区弁天橋通3丁目2-18	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-286-5704	令和8年度末 閉園予定
085	中央	私	関屋保育園	110	6ヶ月	中央区関屋昭和町3丁目145	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-266-2606	
086	中央	私	赤沢保育園	80	3ヶ月	中央区東湊通1の町2547	7:30 ~ 19:00	7:45 ~ 17:00	8:30 ~ 16:30	025-222-5542	
087	中央	私	綱川原保育園	150	6ヶ月	中央区綱川原2丁目1-19	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 16:00	8:00 ~ 16:00	025-284-3816	
088	中央	私	松美保育園	70	2ヶ月	中央区山二ツ4丁目8-16	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-257-1010	
089	中央	私	湖桜保育園	75	2ヶ月	中央区長湯2丁目29-5	7:00 ~ 18:45	7:30 ~ 17:45	8:00 ~ 16:00	025-286-0281	
090	中央	私	新光町保育園	120	6ヶ月	中央区新光町15-4	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-278-3600	
091	中央	私	◎ 認定こども園親松幼稚園	150	2ヶ月	中央区親松136	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-283-4444	
092	中央	私	◎ 認定こども園 あそびの森有明幼稚園	80	4ヶ月	中央区文京町17-21	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:30 ~ 16:30	025-266-4151	
093	中央	私	◎ 認定こども園 恵光学園第2幼稚園保育園	70	6ヶ月	中央区女池3丁目43-11	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:30 ~ 16:30	025-283-3915 (幼稚園) 025-280-0288 (保育園)	
094	中央	私	◎ 認定こども園みどり幼稚園	16	3ヶ月	中央区東中通1-86	7:30 ~ 18:30	7:30 ~ 17:00	8:30 ~ 16:30	025-201-6664	
095	中央	私	◎ 認定こども園神宮幼稚園	20	満3歳	中央区西大畑町5195	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:30 ~ 16:30	025-222-7484	
096	中央	私	◎ 京王幼稚園	90	6ヶ月	中央区京王3丁目19-1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-286-4803	
097	中央	私	◎ 白鳥こども園	90	6ヶ月	中央区女池上山2丁目6-18	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-288-6523	
098	中央	私	◎ 二葉幼稚園	9	3歳	中央区西中町714	7:45 ~ 18:45	7:45 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-222-4509	
099	中央	私	◎ 愛泉こども園	105	2ヶ月	中央区上所3丁目14-1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-284-4471	
100	中央	私	◎ 認定こども園まるみ幼稚園	15	3歳	中央区南出来島1丁目17-1	7:30 ~ 18:30	7:30 ~ 15:30	8:40 ~ 16:40	025-283-4856	
101	中央	私	◎ 幼保連携型 こやす認定こども園	60	2ヶ月	中央区日の出1丁目14-23	7:00 ~ 19:15	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-242-2662	
102	中央	私	◎ 幼保連携型うまこしこやす 認定こども園	120	2ヶ月	中央区本馬越2丁目9-14	7:00 ~ 19:15	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-244-6233	

施設名欄の記号 記号なし：保育園 ◎：認定こども園 ☆：小規模保育事業 ◆：事業所内保育事業

認定こども園の定員は保育園として利用できる定員です。事業所内保育事業の定員は地域の児童が利用できる定員です。

保育短時間は平日の場合の時間です。土曜日の保育短時間は各施設にお問い合わせください。

令和6年4月に認定こども園へ移行する施設は2施設です。該当施設は備考欄に、「移行」と記載しています。

※保育定員はR5.4.1時点の定員を記載しています。

申請 番号	区	公私	施設名	保育 定員	受入 年齢 (月齢)	所在地	開園時間		保育短時間	電話番号	備考
							平日	土曜日			
103	中央	私	◎ めいけこども園	140	6ヶ月	中央区女池6丁目4-18	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:30	8:00 ~ 16:00	025-284-2156	
104	中央	私	◎ こばとこども園	110	6ヶ月	中央区女池神明2丁目6-1	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:30	8:00 ~ 16:00	025-284-1133	
105	中央	私	◎ 新潟えきなかこども園	90	4ヶ月	中央区花園1丁目1-1(JR新潟駅構内)	7:00 ~ 20:00	7:00 ~ 20:00	8:30 ~ 16:30	025-245-5533	
106	中央	私	◎ 笹口こども園	110	4ヶ月	中央区南笹口1丁目8-57	7:00 ~ 19:30	7:15 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-246-3620	
107	中央	私	◎ 新潟葵こども園	105	2ヶ月	中央区上大川前通2番町135-1	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-201-8585	
108	中央	私	◎ 新潟認定こども園	110	2ヶ月	中央区川岸町3丁目21番2	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-266-3362	
109	中央	私	◎ 隣保館認定こども園	65	2ヶ月	中央区四ツ屋町1丁目5141-5	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-223-0535	
110	中央	私	◎ 旭保育園	80	2ヶ月	中央区寺裏通1番町234-2	7:30 ~ 19:30	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-222-3700	
111	中央	私	◎ 奇居こども園	70	2ヶ月	中央区奇居町702	7:00 ~ 22:00	7:00 ~ 15:00	7:00 ~ 15:00	025-223-5004	
112	中央	私	◎ 紫竹山こども園	91	2ヶ月	中央区紫竹山2丁目3-5	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:45	8:00 ~ 16:00	025-243-5855	
113	中央	私	◎ この実こども園	90	2ヶ月	中央区南出来島1丁目4-7	7:00 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-282-7716	
114	中央	私	◎ 認定こども園 恵光学園第1幼稚園	10	満3歳	中央区天神尾1丁目4-1	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	8:30 ~ 16:30	025-244-2451	
115	中央	私	◎ 開志上所こども園	90	2ヶ月	中央区上所中1丁目11-22	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-285-3388	
116	中央	私	◎ はるまちこども園	90	3ヶ月	中央区鳥屋野南3丁目10-1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:30	8:00 ~ 16:00	025-383-8805	
117	中央	私	◎ YOU鐘木こども園	130	2ヶ月	中央区湖南27-6	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-282-4649	
118	中央	私	◎ こどものいえこども園	120	2ヶ月	中央区親松101-1	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-284-5001	
119	中央	私	◎ 認定こども園 新潟青陵幼稚園	30	満3歳	中央区水道町1丁目5939	7:30 ~ 18:30	7:30 ~ 17:00	8:30 ~ 16:30	025-266-8674	
120	中央	私	◎ 勝楽寺こども園	70	2ヶ月	中央区西堀通8番町1588	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-228-5856	
121	中央	私	◎ こども園未来へ	140	2ヶ月	中央区京王1丁目7-13	7:00 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-286-3711	
122	中央	私	◎ ながたゆめのつばさこども園	90	6ヶ月	中央区長湯831	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-257-7060	
123	中央	私	◎ 新和この実こども園	90	2ヶ月	中央区新和2丁目3番1号	7:00 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-282-7280	
124	中央	私	◎ エンジェルこども園	100	2ヶ月	中央区堀之内南1丁目18-20	7:00 ~ 20:00	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 15:00	025-246-1357	
125	中央	私	◎ 認定こども園 聖ラファエル幼稚園	20	1歳	中央区花園2丁目6番7号	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 16:00	8:00 ~ 16:00	025-241-2307	
126	中央	私	☆ じんぐう保育園	19	2ヶ月	中央区西大畑町581	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:30 ~ 16:30	025-210-7771	
127	中央	私	☆ POPOおうち保育園	12	2ヶ月	中央区紫竹山1丁目9-17-2	7:00 ~ 20:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-210-6900	
128	中央	私	☆ はるまちつばみ保育園	19	3ヶ月	中央区近江2丁目17-8	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:30	8:00 ~ 16:00	025-250-6057	
129	中央	私	☆ ニフィスこども園	19	2ヶ月	中央区花園1丁目6-3	7:00 ~ 19:30	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-278-8167	
130	中央	私	☆ サロン・ド・ひまわり 上近江保育園	19	2ヶ月	中央区上近江2丁目261-1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-282-7720	
131	中央	私	☆ サロン・ド・ひまわり医 学町保育園	19	2ヶ月	中央区医学町通2番町10-1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-211-2545	
132	中央	私	☆ しらとり保育園	19	6ヶ月	中央区女池上山2-365-1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:30	8:30 ~ 16:30	025-288-5650	
133	中央	私	☆ なかよしのおうち保育園	19	6ヶ月	中央区上所上1丁目5番10号	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:30	8:30 ~ 16:30	090-4436-8274	
134	中央	私	◆ ぱとっるこども園	17	2ヶ月	中央区下大川前通3ノ町2230 ブリッジビル1階	7:30 ~ 19:30	8:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-224-0121	
135	江南	市	両川保育園	40	2ヶ月	江南区酒屋町424-8	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-280-2131	
136	江南	市	ことぶき保育園	70	2ヶ月	江南区天野3丁目1-38	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-280-6044	

施設名欄の記号 記号なし：保育園 ◎：認定こども園 ☆：小規模保育事業 ◆：事業所内保育事業
 認定こども園の定員は保育園として利用できる定員です。事業所内保育事業の定員は地域の児童が利用できる定員です。
 保育短時間は平日の場合の時間です。土曜日の保育短時間は各施設にお問い合わせください。
 令和6年4月に認定こども園へ移行する施設は2施設です。該当施設は備考欄に、「移行」と記載しています。
 ※保育定員はR5.4.1時点の定員を記載しています。

申請 番号	区	公私	施設名	保育 定員	受入 年齢 (月齢)	所在地	開閉園時間		保育短時間	電話番号	備考
							平 日	土曜日			
137	江南	市	横越中央保育園	170	2ヶ月	江南区横越中央3丁目2-8	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-385-3302	
138	江南	市	横越双葉保育園	60	2ヶ月	江南区木津5丁目5-10	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-385-3837	
139	江南	市	横越小杉保育園	40	2ヶ月	江南区小杉3丁目14-16	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-385-3303	
140	江南	市	亀田第一保育園	60	2ヶ月	江南区亀田新明町2丁目6-1	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-381-2627	
141	江南	市	亀田第二保育園	90	2ヶ月	江南区諏訪1丁目6-10	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-381-2095	
142	江南	市	亀田第三保育園	90	2ヶ月	江南区亀田東町3丁目5-15	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-382-4870	
143	江南	市	亀田第四保育園	120	2ヶ月	江南区西町4丁目6-24	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-381-2296	
144	江南	市	亀田第五保育園	70	2ヶ月	江南区亀田中島2丁目4-14	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-382-5440	
145	江南	私	まつば保育園	80	2ヶ月	江南区松山766-5	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:30	8:30 ~ 16:30	025-277-0061	
146	江南	私	よここしなかの保育園	90	2ヶ月	江南区うくいす1丁目16-5	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-385-5500	
147	江南	私	袋津保育園	120	2ヶ月	江南区砂岡1丁目3-40	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-381-2094	
148	江南	私	栄徳寺保育園	60	3ヶ月	江南区日水1丁目3-25	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	8:00 ~ 16:00	025-381-3755	
149	江南	私	亀田平和の園保育園	60	11ヶ月	江南区亀田本町2丁目3-20	7:15 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	8:15 ~ 16:15	025-381-2051	
150	江南	私	早通保育園	70	8ヶ月	江南区早通5丁目1-5	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-381-2284	
151	江南	私	かめだなかの保育園	60	2ヶ月	江南区砂岡5丁目2-14	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-382-5833	
152	江南	私	YOUなかの保育園	120	2ヶ月	江南区亀田大月2丁目6-28	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-381-0350	
153	江南	私	ひまわり保育園	90	2ヶ月	江南区曙町5丁目4-31	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-383-1855	
154	江南	私	◎ 曾野木まるみ幼稚園	20	3歳	江南区曾野木1丁目19-17	7:30 ~ 18:30	7:30 ~ 15:30	8:40 ~ 16:40	025-283-0713	
155	江南	私	◎ 割野こども園	97	2ヶ月	江南区割野2092-3	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 17:30	8:00 ~ 16:00	025-280-3115	
156	江南	私	◎ 亀田カトリック幼稚園	30	1歳 (12ヶ月)	江南区船戸山4丁目5-7	7:30 ~ 18:30	8:30 ~ 15:30	8:30 ~ 16:30	025-382-7766	
157	江南	私	◎ このはこども園	90	4ヶ月	江南区鶴ノ子3丁目4-44	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-383-5001	
158	江南	私	◎ 本興寺こども園	50	2ヶ月	江南区大淵1846-3	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-276-8168	
159	江南	私	◎ こども園トキめき	110	2ヶ月	江南区亀田四ツ興野4-5-27	7:00 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-383-8851	
160	江南	私	◎ いぶき保育園	160	2ヶ月	江南区曾川甲518-1	7:15 ~ 19:00	7:15 ~ 18:15	8:00 ~ 16:00	025-280-2505	
161	江南	私	◎ 四つ葉こども園	100	2ヶ月	江南区亀田向陽2丁目11-27	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-385-8045	
162	江南	私	◎ えだまめこども園	60	2ヶ月	江南区丸山117	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-250-7414	
163	江南	私	◎ (仮称) 曾野木アルルこども園	120	2ヶ月	江南区曾野木1丁目21番9号	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-383-8631	移行
164	江南	私	☆ たんぼほ保育園	12	2ヶ月	江南区江口826-6	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-277-2380	
165	江南	私	☆ キッズルームなかよし	19	2ヶ月	江南区横越中央7丁目1-8	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-384-8061	
166	秋葉	市	新津東保育園	120	2ヶ月	秋葉区日宝町9-4	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0250-22-0882	
167	秋葉	市	金津保育園	120	2ヶ月	秋葉区朝日483-2	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0250-22-0440	
168	秋葉	市	小須戸保育園	150	2ヶ月	秋葉区小須戸325-1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0250-38-3077	
169	秋葉	市	矢代田保育園	90	2ヶ月	秋葉区矢代田1237-1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0250-38-2269	
170	秋葉	私	小倉西保育園	100	6ヶ月	秋葉区出戸181	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0250-22-5115	

施設名欄の記号 記号なし：保育園 ◎：認定こども園 ☆：小規模保育事業 ◆：事業所内保育事業
 認定こども園の定員は保育園として利用できる定員です。事業所内保育事業の定員は地域の児童が利用できる定員です。
 保育短時間は平日の場合の時間です。土曜日の保育短時間は各施設にお問い合わせください。
 令和6年4月に認定こども園へ移行する施設は2施設です。該当施設は備考欄に、「移行」と記載しています。
 ※保育定員はR5.4.1時点の定員を記載しています。

申請 番号	区	公私	施設名	保育 定員	受入 年齢 (月齢)	所在地	開園時間		保育短時間	電話番号	備考
							平 日	土曜日			
171	秋葉	私	中新田保育園	80	5ヶ月	秋葉区中新田512-1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	0250-47-6413	
172	秋葉	私	北上保育園	100	2ヶ月	秋葉区さつき野4丁目15-12	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	0250-25-5505	
173	秋葉	私	荻川ほのほの保育園	60	6ヶ月	秋葉区田島109	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	0250-21-1111	
174	秋葉	私	◎ 敬愛こども園	90	2ヶ月	秋葉区狭島3丁目1-20	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	0250-22-3939	
175	秋葉	私	◎ 認定こども園あおぞら	60	4ヶ月	秋葉区中沢町14-18	7:00 ~ 18:45	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	0250-23-1148	
176	秋葉	私	◎ 認定こども園おひさま	60	4ヶ月	秋葉区下新361-1	7:00 ~ 18:45	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	0250-24-9988	
177	秋葉	私	◎ にこにここども園	170	2ヶ月	秋葉区あおば通2丁目24-5	7:00 ~ 19:30	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	0250-25-2577	
178	秋葉	私	◎ おぎかわこども園	170	2ヶ月	秋葉区中野3丁目20-7	7:00 ~ 19:30	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	0250-24-4471	
179	秋葉	私	◎ にいつ愛慈こども園	150	2ヶ月	秋葉区新津本町1丁目9-6	7:00 ~ 19:30	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0250-23-7050	
180	秋葉	私	◎ 認定こども園にし	72	4ヶ月	秋葉区新津東町2丁目2-8	7:00 ~ 18:45	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	0250-47-7831	
181	秋葉	私	◎ 小阿曽ほのほのこども園	78	6ヶ月	秋葉区車場1丁目389-1	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	0250-21-1123	
182	秋葉	私	◎ 鉄道弘済会新津認定こども園(さくらこども園)	170	4ヶ月	秋葉区南町10-3	7:15 ~ 19:15	7:15 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0250-22-0404	
183	秋葉	私	◎ Akiba森のようちえん	20	2歳	秋葉区田家3丁目17-80-25	7:00 ~ 18:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	0250-47-3815	
184	秋葉	私	◎ 満日こども園	90	5ヶ月	秋葉区七日町17-25	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	0250-22-8441	
185	秋葉	私	◎ 認定こども園 新津カトリック幼稚園	33	6ヶ月	秋葉区日宝町2-1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:30 ~ 16:30	0250-22-0587	
186	秋葉	私	◎ さつき野こども園	130	2ヶ月	秋葉区川口2181	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	0250-21-3378	
187	秋葉	私	☆ ニチイキッズ さつき野駅前保育園	19	2ヶ月	秋葉区北上2丁目17-4	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	0250-47-3682	
188	秋葉	私	◆ 下越病院たんぽぽ保育園	15	2ヶ月	秋葉区東金沢1459-6	7:30 ~ 18:30	8:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0250-23-5145	
189	南	市	白根保育園	70	2ヶ月	南区白根2444	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-372-2506	
190	南	市	諏訪木保育園	100	2ヶ月	南区白根水道町10-35	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-372-2628	
191	南	市	臼井保育園	70	2ヶ月	南区赤洗4540	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-373-5513	
192	南	市	大鷲保育園	80	2ヶ月	南区東笠巻新田270-2	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-362-5429	
193	南	市	新飯田保育園	20	満2歳	南区新飯田1251-4	7:30 ~ 18:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-374-2025	※
194	南	市	根岸保育園	80	2ヶ月	南区山崎興野2321	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-362-6350	
195	南	市	大通保育園	80	2ヶ月	南区麓ノ木新田5681	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-379-3182	
196	南	市	小林保育園	80	2ヶ月	南区下木山613	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-373-2316	
197	南	市	にししろね保育園	60	2ヶ月	南区西白根2032-1	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-372-1024	
198	南	市	あじほ保育園	90	2ヶ月	南区味方1231-1	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-372-1230	
199	南	市	月湯保育園	120	2ヶ月	南区西菅場1565	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-375-2437	
200	南	私	白根はじめ保育園	60	2ヶ月	南区戸石2647-4	7:00 ~ 19:30	7:00 ~ 18:30	8:00 ~ 16:00	025-372-5300	
201	南	私	白根そよ風保育園	120	2ヶ月	南区茨菅根7664-1	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-375-8500	
202	南	私	白根おおぞら保育園	90	2ヶ月	南区能登535-4	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-211-3395	
203	南	私	◎ あかねこども園	130	2ヶ月	南区勝湯404-1	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-372-5600	

※新飯田保育園への入園を希望される場合は、入園申請にあたっての留意事項をお伝えしますので、南区健康福祉課(025-372-6351)へお問い合わせください。

施設名欄の記号 記号なし：保育園 ◎：認定こども園 ☆：小規模保育事業 ◆：事業所内保育事業

認定こども園の定員は保育園として利用できる定員です。事業所内保育事業の定員は地域の児童が利用できる定員です。

保育短時間は平日の場合の時間です。土曜日の保育短時間は各施設にお問い合わせください。

令和6年4月に認定こども園へ移行する施設は2施設です。該当施設は備考欄に、「移行」と記載しています。

※保育定員はR5.4.1時点の定員を記載しています。

申請 番号	区	公私	施設名	保育 定員	受入 年齢 (月齢)	所在地	開閉園時間		保育短時間	電話番号	備考
							平日	土曜日			
204	南	私	◎ 白根カトリックこども園	69	6ヶ月	南区能登2丁目7-30	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-372-1843	
205	南	私	◎ ガデリウス・いぶき保育園	150	2ヶ月	南区大通黄金4丁目2-1	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-362-3355	
206	西	市	内野保育園	60	2ヶ月	西区内野山手2丁目16-5	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-262-2267	
207	西	市	上五十嵐保育園	40	2ヶ月	西区五十嵐2の町8404-1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-262-2296	
208	西	市	坂井保育園	110	2ヶ月	西区坂井東5丁目31-41	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-269-3160	
209	西	市	坂井輪保育園	100	2ヶ月	西区小針8丁目21-26	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-231-6591	
210	西	市	小針保育園	100	2ヶ月	西区小針4丁目5-25	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-266-9632	
211	西	市	大野保育園	100	2ヶ月	西区大野町3089-2	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-377-2454	
212	西	市	興野保育園	100	2ヶ月	西区金巻789-1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-377-2207	
213	西	市	木場保育園	70	2ヶ月	西区木場1015-1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-377-2617	
214	西	市	寺地保育園	90	2ヶ月	西区寺地1074	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-231-3301	
215	西	市	山田保育園	130	2ヶ月	西区山田2622	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-377-3765	
216	西	市	黒崎なかよし保育園	110	2ヶ月	西区烏原923	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-377-6500	
217	西	私	大友中央保育園	50	2ヶ月	西区大友603	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-262-0930	
218	西	私	笠木保育園	60	3ヶ月	西区笠木1336	7:30 ~ 18:30	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-261-4044	
219	西	私	保古野木保育園	50	2ヶ月	西区保古野木901	7:15 ~ 19:00	7:15 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-262-3558	
220	西	私	翠松保育園	70	2ヶ月	西区寺尾上2丁目3-73	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:30 ~ 16:30	025-269-3262	
221	西	私	真行保育園	70	6ヶ月	西区小針西2丁目11-15	7:20 ~ 19:10	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-266-0309	
222	西	私	吉田乳児保育園	70	2ヶ月	西区西小針台2丁目9-26	7:00 ~ 19:30	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-266-8456	
223	西	私	スマイルはじめ保育園	140	2ヶ月	西区坂井1438	7:00 ~ 19:30	7:00 ~ 18:30	8:00 ~ 16:00	025-260-5880	
224	西	私	あそびの森さんし保育園	40	4ヶ月	西区小針が丘2-43	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:30 ~ 16:30	025-267-6688	
225	西	私	アルル保育園	90	2ヶ月	西区内野西3丁目9-3	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-378-0846	
226	西	私	すいか保育園	90	2ヶ月	西区新通西2丁目7-19	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-201-6904	
227	西	私	遊コスモス小新保育園	90	2ヶ月	西区小新1280	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-378-3208	
228	西	私	◎ 認定こども園寺尾幼稚園	230	2ヶ月	西区寺尾上1丁目6-55	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-260-1211	
229	西	私	◎ 認定こども園ノートルダム幼稚園・保育園	65	6ヶ月	西区寺尾西3丁目26-50	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:30 ~ 16:30	025-269-2406	
230	西	私	◎ 旭が丘こども園	119	6ヶ月	西区五十嵐2の町8633	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:30 ~ 16:30	025-262-2567	
231	西	私	◎ 坂井輪東幼稚園	80	6ヶ月	西区坂井東1丁目6-8	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:30 ~ 16:30	025-231-0123	
232	西	私	◎ 明美ヶ丘こども園	80	6ヶ月	西区五十嵐東1丁目16-33	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:30 ~ 16:30	025-269-2414	
233	西	私	◎ 認定こども園あそびの森つばき幼稚園	90	4ヶ月	西区大学南2丁目24-24	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:30 ~ 16:30	025-262-3311	
234	西	私	◎ 松の美こども園	85	2ヶ月	西区寺尾台3丁目19-13	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:30	8:00 ~ 16:00	025-268-2343	
235	西	私	◎ 松の美第二こども園	90	2ヶ月	西区五十嵐東3丁目11-18	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-260-2112	
236	西	私	◎ 赤塚こども園	80	2ヶ月	西区赤塚2783-2	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-239-2565	
237	西	私	◎ なの花こども園	80	2ヶ月	西区赤塚2362-1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-239-3155	

施設名欄の記号 記号なし：保育園 ◎：認定こども園 ☆：小規模保育事業 ◆：事業所内保育事業
 認定こども園の定員は保育園として利用できる定員です。事業所内保育事業の定員は地域の児童が利用できる定員です。
 保育短時間は平日の場合の時間です。土曜日の保育短時間は各施設にお問い合わせください。
 令和6年4月に認定こども園へ移行する施設は2施設です。当該施設は備考欄に、「移行」と記載しています。
 ※保育定員はR5.4.1時点の定員を記載しています。

申請 番号	区	公私	施設名	保育 定員	受入 年齢 (月齢)	所在地	開閉園時間		保育短時間	電話番号	備考
							平 日	土曜日			
238	西	私	◎ 愛慈こども園	120	2ヶ月	西区上新栄町1丁目3-3	7:00 ~ 19:00	7:30 ~ 17:30	8:30 ~ 16:30	025-260-2058	
239	西	私	◎ ときめきバステルこども園	90	2ヶ月	西区ときめき西3丁目4-12	7:00 ~ 19:30	7:00 ~ 19:30	8:00 ~ 16:00	025-378-1182	
240	西	私	◎ 認定こども園 あそびの森金鶏幼稚園	40	満3歳	西区小針台1-4	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:30 ~ 16:30	025-267-4121	
241	西	私	◎ 山五十嵐こども園	140	5ヶ月	西区五十嵐3の町西16-13	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-262-4385	
242	西	私	◎ 幼保連携型認定 新通こども園	150	3ヶ月	西区新通872-2	7:15 ~ 19:15	7:30 ~ 16:30	8:15 ~ 16:15	025-268-3132	閉園時間 変更検討中
243	西	私	◎ 天鐘こども園	90	6ヶ月	西区坂井914-1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-260-6533	
244	西	私	◎ 有明こども園	140	2ヶ月	西区西有明町1-76	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-267-4995	
245	西	私	◎ 東小針認定こども園	140	2ヶ月	西区小針1丁目33-12	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-233-1257	
246	西	私	◎ 吉田こども園	80	3歳	西区西小針台2丁目9-27	7:00 ~ 19:30	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-267-2007	
247	西	私	◎ くらとりこども園	90	2ヶ月	西区黒島5916	7:30 ~ 19:15	7:30 ~ 17:30	8:00 ~ 16:00	025-379-3381	
248	西	私	◎ あいりすこども園	90	2ヶ月	西区小新5丁目8-28	7:00 ~ 19:30	7:00 ~ 18:30	8:00 ~ 16:00	025-265-7575	
249	西	私	◎ るんびいこども園	90	2ヶ月	西区小新西2丁目20-16	7:00 ~ 19:30	7:00 ~ 19:30	8:00 ~ 16:00	025-230-6565	
250	西	私	◎ ころさきバステルこども園	90	2ヶ月	西区鳥原242-1	7:00 ~ 19:30	7:00 ~ 19:30	8:00 ~ 16:00	025-201-6802	
251	西	私	◎ 小針バステルこども園	90	2ヶ月	西区小針6丁目43-1	7:00 ~ 19:30	7:00 ~ 19:30	8:00 ~ 16:00	025-233-1111	
252	西	私	◎ あいりすヒルズこども園	90	2ヶ月	西区青山4丁目1-8-10	7:00 ~ 19:30	7:00 ~ 18:30	8:00 ~ 16:00	025-211-7233	
253	西	私	◎ 坂井輪幼稚園	10	満3歳	西区坂井東4丁目12番8号	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:30 ~ 16:30	025-268-2441	
254	西	私	◎ (仮称) きやまこども園	90	2ヶ月	西区木山825	7:20 ~ 19:00	7:45 ~ 17:00	8:15 ~ 16:15	025-239-3318	移行
255	西	私	☆ グランセナ保育園	19	5ヶ月	西区小新4088	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-364-0010	
256	西	私	☆ すいか小規模保育園	12	2ヶ月	西区新通西1丁目9-22	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-211-8760	
257	西	私	☆ 吉田小規模保育園	19	2ヶ月	西区西小針台2丁目11-2	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-378-2730	
258	西	私	☆ 小規模青山真行保育園	19	6ヶ月	西区青山新町11-3	7:20 ~ 19:00	7:20 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-266-1032	
259	西	私	☆ 令和保育園	19	2ヶ月	西区小新西2丁目16-3	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-201-6402	
260	西	私	☆ ニチキッズ こぼり南保育園	19	2ヶ月	西区小針4丁目33-4	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-201-6385	
261	西	私	◆ なでしこつぼみ保育園	10	2ヶ月	西区寺地280-7	7:30 ~ 21:00	7:30 ~ 21:00	8:30 ~ 16:30	025-365-2434	
262	西蒲	市	岩室保育園	90	2ヶ月	西蒲区橋本101-1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	0256-82-2165	
263	西蒲	市	和納保育園	130	2ヶ月	西蒲区和納909	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0256-82-3009	
264	西蒲	市	巻保育園	80	2ヶ月	西蒲区巻甲2644	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	0256-72-3356	
265	西蒲	市	巻つくし保育園	100	2ヶ月	西蒲区堀山新田256	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0256-72-3990	
266	西蒲	市	すわ保育園	80	2ヶ月	西蒲区巻甲763-1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0256-72-7697	
267	西蒲	市	漆山東保育園	50	2ヶ月	西蒲区漆山3320	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0256-76-2315	
268	西蒲	市	漆山西保育園	60	2ヶ月	西蒲区並岡10-2	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0256-72-8142	
269	西蒲	市	かきの実保育園	40	2ヶ月	西蒲区仁徳1443-1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0256-72-0770	
270	西蒲	市	松野尾保育園	50	2ヶ月	西蒲区松野尾2896	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0256-72-3548	
271	西蒲	市	七浦保育園	40	2ヶ月	西蒲区越前浜6905-6	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0256-77-2002	

施設名欄の記号 記号なし：保育園 ◎：認定こども園 ☆：小規模保育事業 ◆：事業所内保育事業
 認定こども園の定員は保育園として利用できる定員です。事業所内保育事業の定員は地域の児童が利用できる定員です。
 保育短時間は平日の場合の時間です。土曜日の保育短時間は各施設にお問い合わせください。
 令和6年4月に認定こども園へ移行する施設は2施設です。該当施設は備考欄に、「移行」と記載しています。
 ※保育定員はR5.4.1時点の定員を記載しています。

申請 番号	区	公私	施設名	保育 定員	受入 年齢 (月齢)	所在地	開閉園時間		保育短時間	電話番号	備考
							平 日	土曜日			
272	西蒲	市	◎ 中之口こども園	180	2ヶ月	西蒲区三ツ門59-2	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-375-3060	
273	西蒲	私	みずほ保育園	50	2ヶ月	西蒲区曾根929	7:00 ~ 19:00	7:30 ~ 17:30	8:00 ~ 16:00	0256-88-3747	
274	西蒲	私	鑑郷保育園	120	2ヶ月	西蒲区下山408	7:15 ~ 19:00	7:15 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	0256-88-2286	
275	西蒲	私	かたひがし保育園	170	2ヶ月	西蒲区番屋712-1	7:00 ~ 19:30	7:00 ~ 18:30	8:30 ~ 16:30	0256-86-2023	
276	西蒲	私	竹野町保育園	90	2ヶ月	西蒲区竹野町2616	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	0256-72-3001	
277	西蒲	私	風の子保育園	80	2ヶ月	西蒲区巻甲1740	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0256-72-8545	
278	西蒲	私	◎ めぐみこども園	90	2ヶ月	西蒲区巻乙9	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	0256-72-7138	
279	西蒲	私	◎ 曾根おひさまこども園	90	2ヶ月	西蒲区曾根829	7:00 ~ 19:30	7:00 ~ 18:30	8:30 ~ 16:30	0256-88-2112	
280	西蒲	私	◎ 認定こども園和光幼稚園	27	1歳	西蒲区押付1361-2	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 16:30	8:00 ~ 16:00	0256-88-3520	
281	西蒲	私	◎ 認定こども園 ひのまる幼稚園	50	12ヶ月	西蒲区巻甲755-3	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:30 ~ 16:30	0256-72-5740	



問い合わせ先

<新潟市 こども未来部 保育課分室（事務センター）>

☎025-223-7372（9：00～17：00）

<各区役所健康福祉課（8：30～17：30）>

【北区役所 健康福祉課 児童福祉係】

〒950-3393 新潟市北区東栄町1丁目1番14号 ☎025-387-1335

【東区役所 健康福祉課 児童福祉担当】

〒950-8709 新潟市東区下木戸1丁目4番1号 ☎025-250-2330

【中央区役所 健康福祉課 児童福祉係】

〒951-8553 新潟市中央区西堀通6番町866番地 NEXT21 3階
☎025-223-7232

【江南区役所 健康福祉課 児童福祉係】

〒950-0195 新潟市江南区泉町3丁目4番5号 ☎025-382-4353

【秋葉区役所 健康福祉課 児童福祉係】

〒956-8601 新潟市秋葉区程島2009番地 ☎0250-25-5683

【南区役所 健康福祉課 児童福祉係】

〒950-1292 新潟市南区白根1235番地 ☎025-372-6351

【西区役所 健康福祉課 児童福祉担当】

〒950-2097 新潟市西区寺尾東3丁目14番41号 ☎025-264-7340

【西蒲区役所 健康福祉課 児童福祉係】

〒953-8666 新潟市西蒲区巻甲2690番地1 ☎0256-72-8389

（発行）

新潟市 こども未来部 保育課 運営（認定）担当

〒951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1（本庁舎1階）

☎025-226-1225

（令和5年10月発行）